



精華町

「こどもを守る町」宣言（昭和43年制定）

青少年は次代の担い手であり、その健全な成長は町民すべての願いである。

本町は、ここに「こどもを守る町」であることを宣言し、
町民すべての熱意を結集して、その目的達成のために努力する。

せいか こどもプラン

令和7年度 >>> 令和11年度



はじめに

近年、少子高齢化の急速な進行と同時に、ライフスタイルの変化に伴い、核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、国においては、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されるとともに、内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置されました。これらを通じて、すべての子ども・若者が、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが推進され、地方自治体にも一層の支援充実が求められています。また、令和6年には「子ども・子育て支援法」「児童福祉法」が改正され、子育て支援施策の更なる拡充が進められています。



本町では、こどもの健全な成長のために町民のすべてが力を合わせることを「こどもを守る町」宣言（昭和43年制定）として掲げ、まちづくりを進めるとともに、令和2年3月に「精華町児童育成計画 精華町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する取り組みを進めてまいりました。このたび、近年の社会潮流や本町の状況、住民のニーズを踏まえ、こどもは「まちの宝」との考えのもと、こどもの最善の利益が実現されるまちを目指し、新たに「せいかこどもプラン」を策定しました。

本計画は、「こども・家庭・地域で創る こどもまんなか精華町～みんなでつくる こどもまんなかまちづくり～」を基本理念とし、今後5年間を計画期間としています。本計画に基づき、こども・家庭・地域が一丸となって「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組むため、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました精華町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、調査等にご協力いただき、貴重なご意見をいただきました関係者及び住民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7（2025）年3月

精華町長 杉浦正省

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象	4
第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1. 統計からみる本町の状況	5
2. 子育て支援に関するアンケート調査結果	19
3. 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況	34
4. こどもを取り巻く課題と今後の方向性	38
第3章 基本的な方向性	42
1. 計画の基本理念	42
2. 計画の目標	43
3. 計画の体系	44
第4章 施策の展開	45
第5章 子ども・子育て支援の提供体制	71
1. 教育・保育提供区域の設定	71
2. ニーズ量の見込みと確保方策	71
3. 成育医療等基本方針に基づく指標設定	83
第6章 計画の推進体制	86
1. 計画の推進に向けて	86
2. 計画の進行管理	88
3. 圏域・京都府との連携・協調	89
資料編	90
1. 計画の策定経過	90
2. 精華町子ども・子育て会議条例	91
3. 精華町子ども・子育て会議委員名簿	93

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、平成24年8月の子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）成立以降、「こどもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、幼児期の教育・保育の一体的な提供、待機児童の発生が課題となっていた保育の量的拡充と質の確保、家庭における養育支援等が総合的に推進されてきました。子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度以降は「子ども・子育て支援新制度」が運用され、令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、こどもと子育て家庭を社会全体で支援する動きが本格化しています。

一方でわが国の出生数は、令和5年に統計開始以来最少を記録し、急速に少子化・人口減少が進行しています。また、コロナ禍の到来によりこどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化しており、さらなる少子化対策やこども・子育て世帯への切れ目ない支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、令和5年4月に「こども基本法」が施行、令和5年5月には、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が一元化された「こども大綱」が閣議決定され、こどもを生み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、こどもの命や安全を守る施策を強化し、こどもの視点に立って、こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

このたび策定する「せいかこどもプラン」（以下「本計画」という。）は、「こども基本法」及び「こども大綱」と本町の実情を踏まえながら、令和6年度に計画期間が満了となる「精華町児童育成計画 精華町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下「前回計画」という。）の後継である「精華町児童育成計画 精華町第3期子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を総合的かつ強力に推進するために策定するものです。

「子ども」「こども」表記について： 本計画では、根拠法である「こども基本法」に則り、原則として「こども」表記を用いています。ただし、「子ども・子育て支援法」等、法律等の規定で漢字が使用されている場合、その規定に基づき表記します。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、こども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものであり、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画として位置づけます。また、前回計画に位置づけた「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」の後継である「精華町児童育成計画 精華町第3期子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定します。
- 本計画は、母子保健に係る国の指針「成育医療等基本方針」、ひとり親家庭等に関する「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画の内容を含みます。
- 本計画は、町の最上位計画である「精華町第6次総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「第4次精華町地域福祉計画」、その他各関連計画等との整合を図りながら、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、社会の一員としてこどもの人権が尊重されるべきことを前提として、有効なこども・子育て支援の施策展開を図ります。

■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

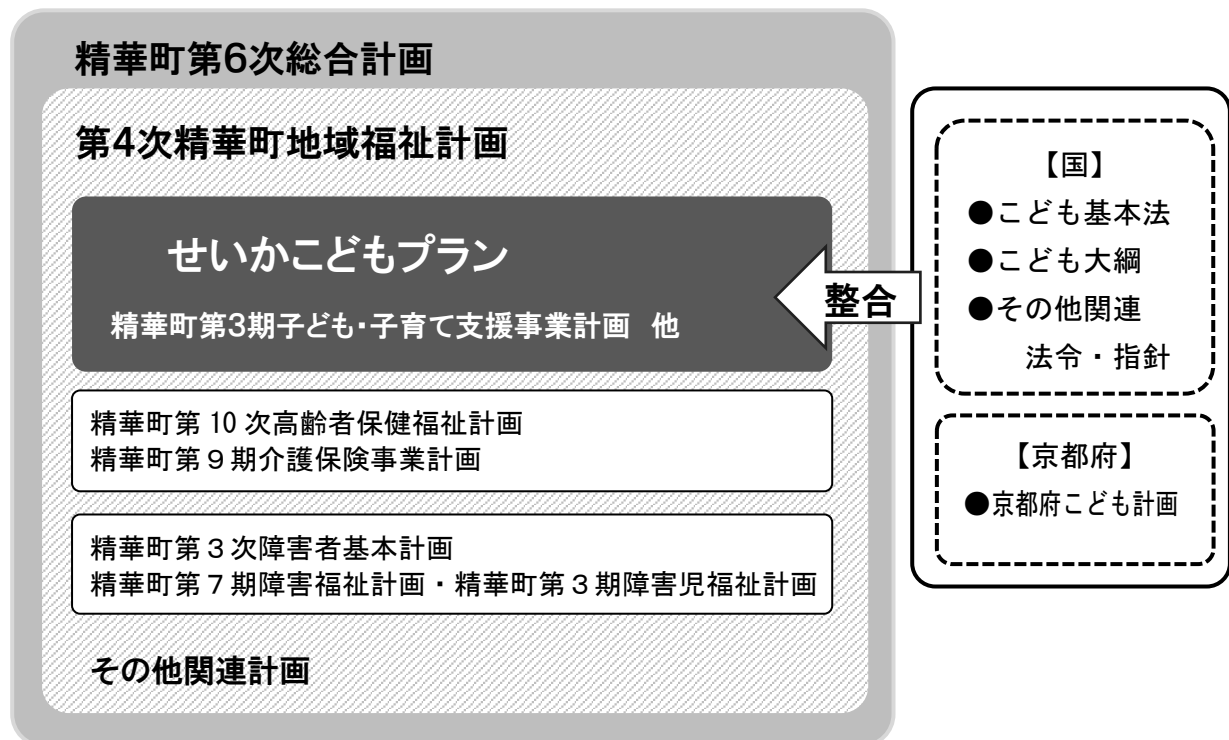
■ 包含する計画と根拠法

- ◎子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- ◎こどもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- 成育医療等に関する計画（母子保健含む）（成育基本法）

◎…「こども計画」として策定するために必須となる計画

○…包含は任意となる計画

■ 本計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、国や府の方針、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合、適宜、見直しを行っていくものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
前回計画									
					せいかこどもプラン (本計画)				

4. 計画の対象

- 0～18歳までのこども（こども・若者に係る施策の対象は30歳未満の方とし、雇用等の特定の施策分野については40歳未満の方を含む。）
- こどものいる家庭
- こどもとその家庭を取り巻く精華町の地域社会全体

第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

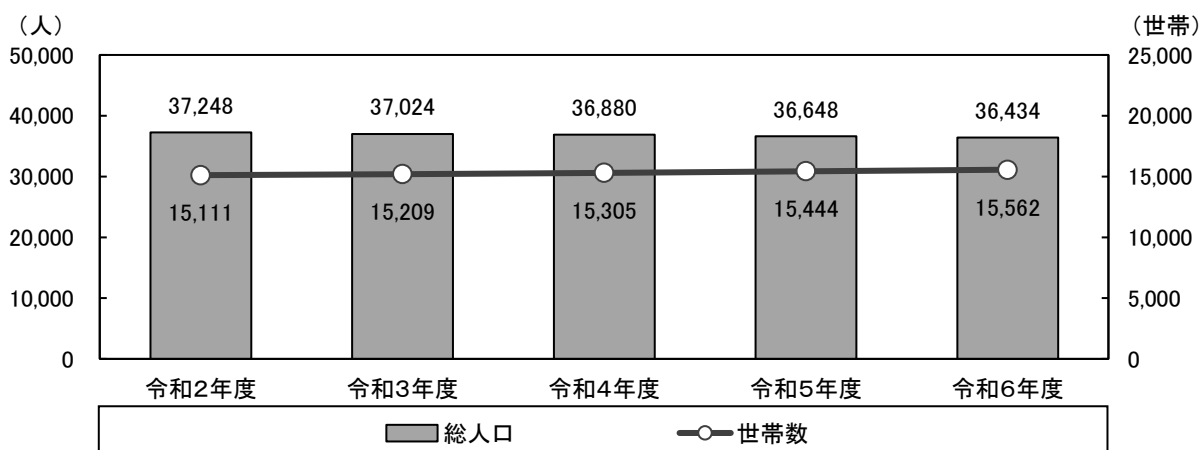
1. 統計からみる本町の状況

(1) 人口・世帯の状況

総人口・世帯数の推移をみると、令和2年度以降、総人口は減少し、総世帯数は増加しています。

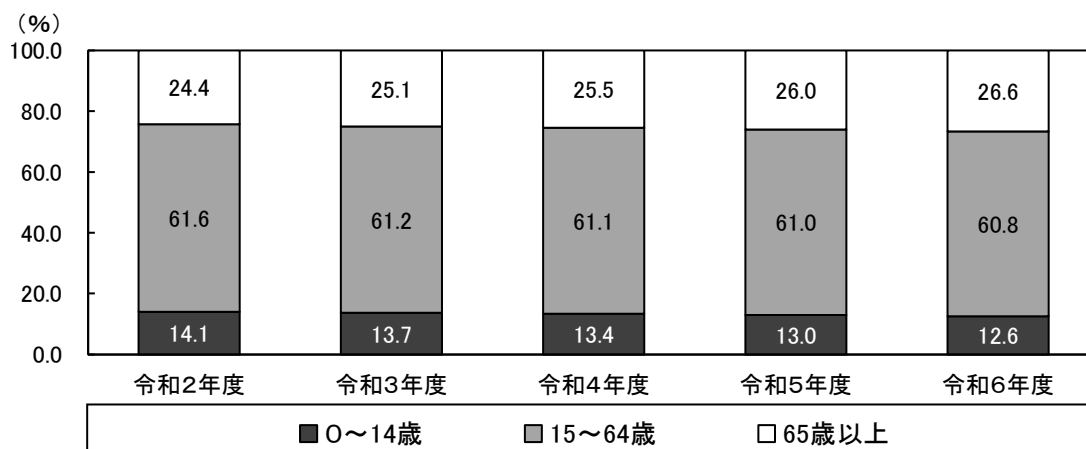
年齢3区分別人口構成比の推移をみると、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は減少しており、65歳以上の老年人口割合は増加しています。

■総人口・世帯数の推移



資料: 住民基本台帳(各年度4月1日現在)

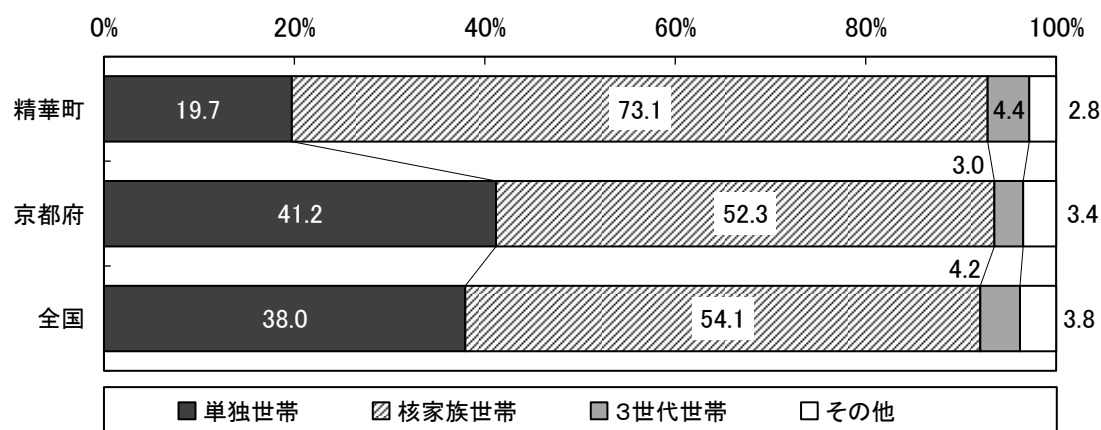
■年齢3区分別人口構成比の推移



資料: 住民基本台帳(各年度4月1日現在)

世帯構造をみると、本町は京都府・全国と比較して、核家族世帯の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。3世代世帯の割合は京都府・全国より高くなっています。

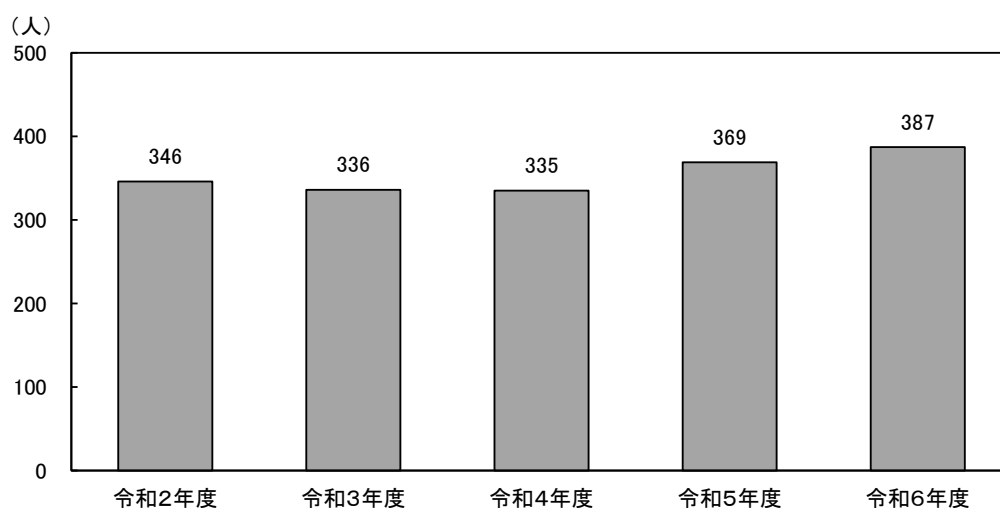
■世帯構造の状況(令和2年)



資料: 国勢調査

外国人住民人口の推移をみると、令和4年度から令和5年度にかけて、34人増加し、令和6年度では387人となっています。

■外国人住民人口の推移

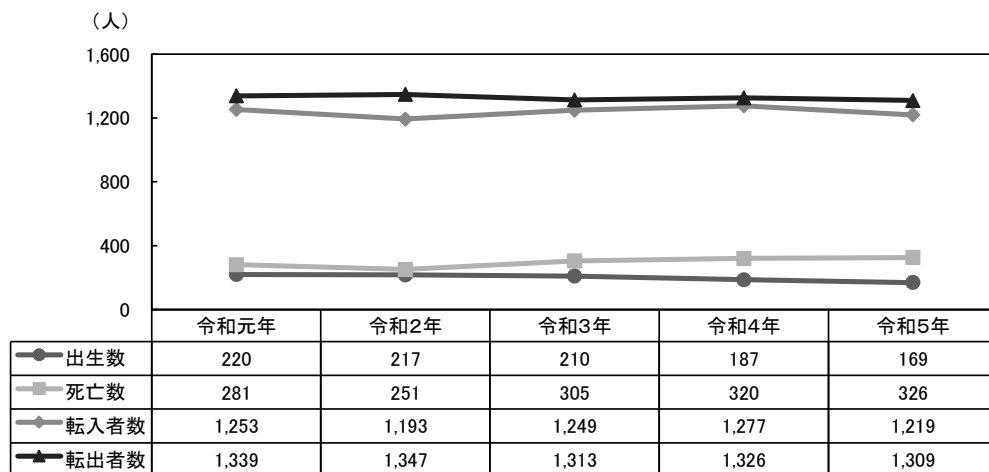


資料: 住民基本台帳(各年度4月1日現在)

(2) 人口動態の状況

自然動態の推移をみると、令和元年以降、出生数が死亡数を下回る自然減であり、令和4年以降は死亡数が100人以上上回っています。社会動態の推移をみると、令和元年以降、転出者数が転入者数を上回る社会減が続いており、令和2年は154人の転出超過、以降100人未満の転出超過が続いています。

■人口動態の推移

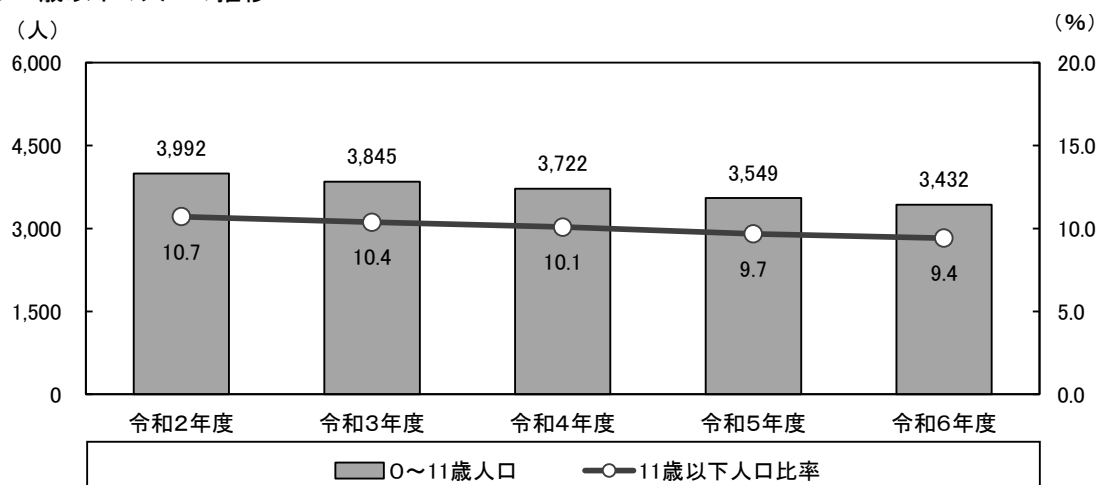


資料: 精華町総合窓口課

(3) こども・若者の状況

11歳以下のこどもの人口の推移をみると、令和2年度以降減少しており、総人口に占める11歳以下人口比率も減少しています。

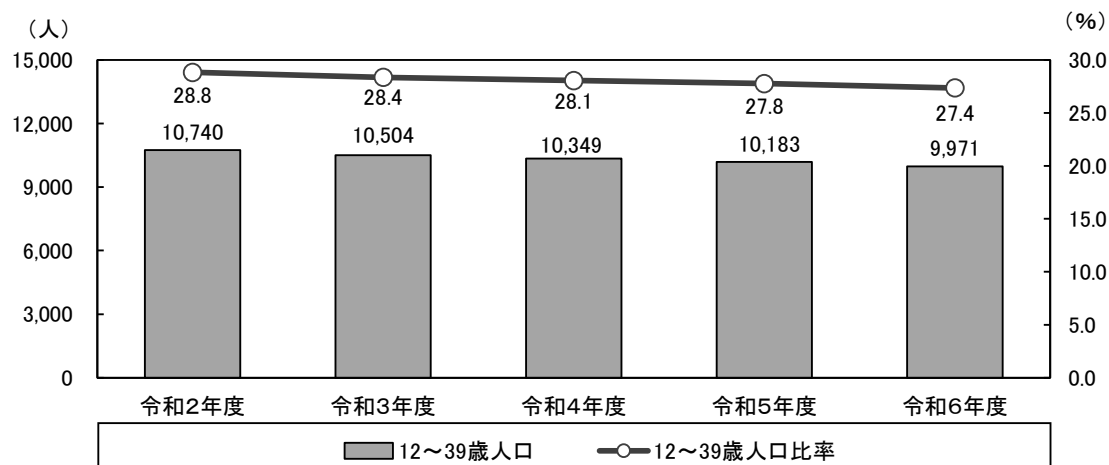
■11歳以下の人口の推移



資料: 住民基本台帳(各年度4月1日現在)

12～39 歳の子ども・若者の人口の推移についても、11 歳以下の人口と同じく令和 2 年度以降減少しており、総人口に占める 12～39 歳人口比率も減少しています。

■12～39 歳の人口の推移

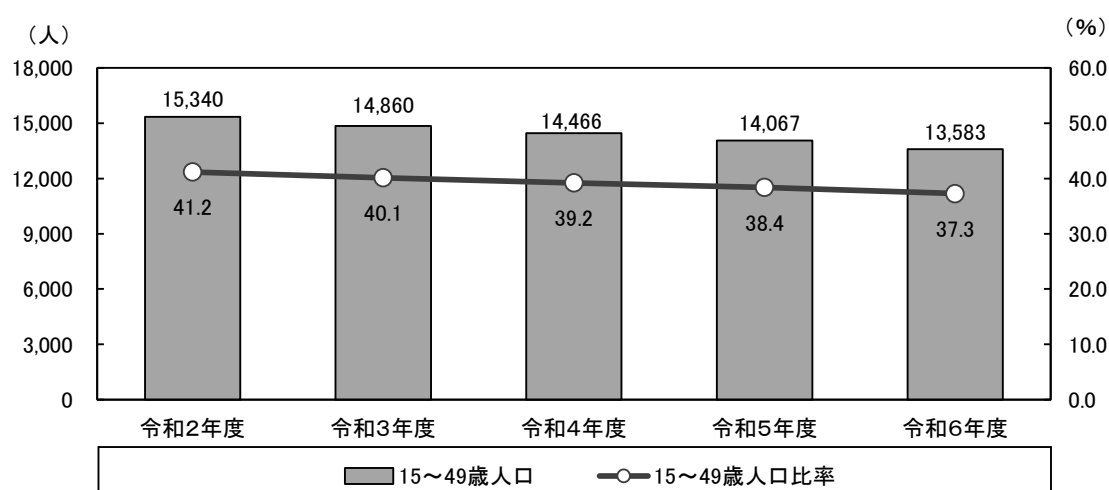


資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

(4) 子育て世帯の人口の推移

合計特殊出生率に関わる 15～49 歳の人口の推移をみると、令和 2 年度以降減少しており、総人口に占める 15～49 歳人口比率も減少しています。

■15～49 歳の人口の推移

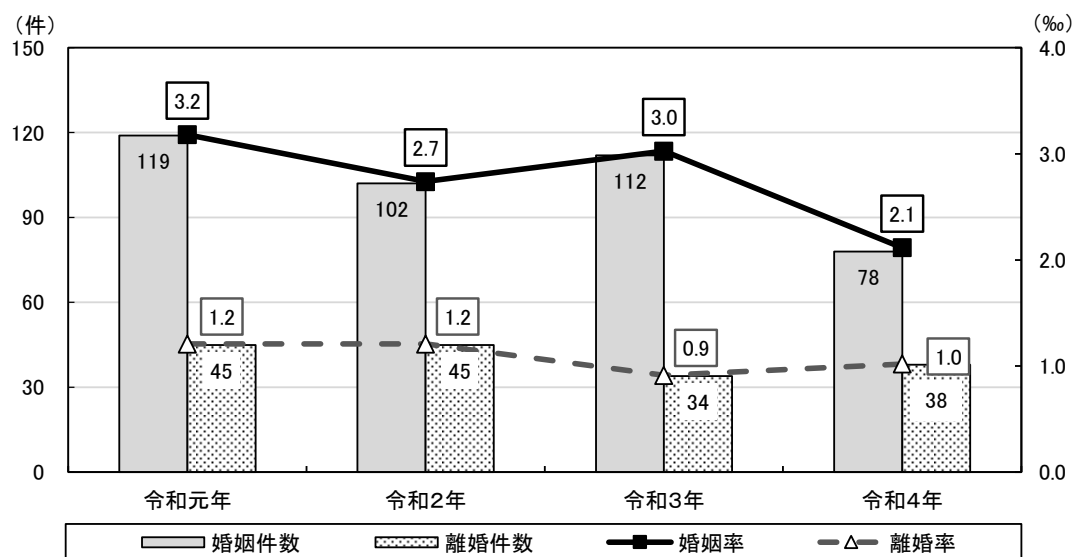


資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

(5) 婚姻・離婚の推移

婚姻件数及び婚姻率は、令和元年から令和3年にかけて増減があったものの、令和4年に減少しています。また、離婚件数及び離婚率は、令和元年以降減少傾向にありましたが、令和4年に38件と前年と比べて微増しています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

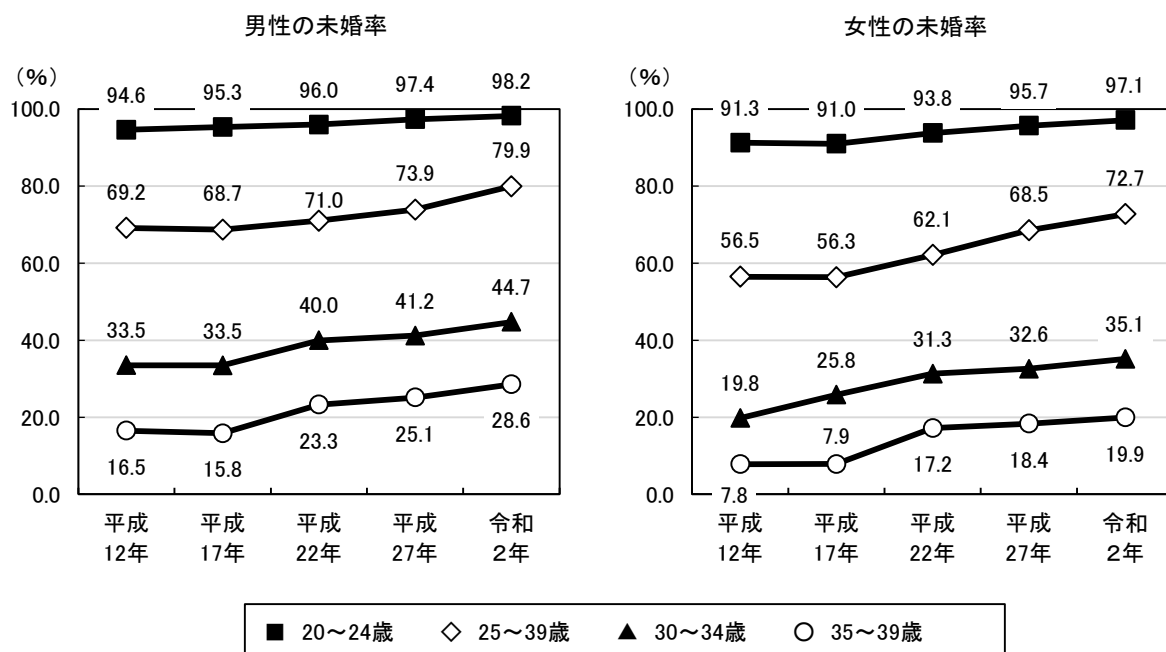


資料:人口動態統計

(6) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、女性・男性ともに上昇傾向となっています。また、男女で比較すると、男性の30歳代は女性の30歳代よりも特に高い水準で推移しています。

■ 未婚率の推移

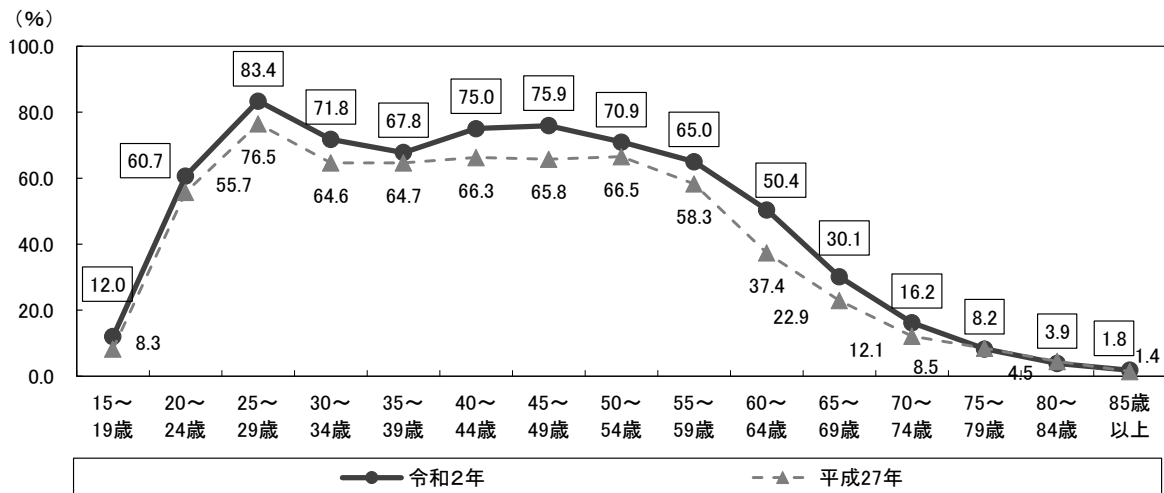


資料: 国勢調査

(7) 就労の状況

令和2年の女性の年齢別就業率をみると、平成27年と比較し、75～79歳、80～84歳を除くすべての年齢区分で就業率が上回っています。また、40歳代と60～64歳は、平成27年と比較し、8ポイント以上就業率が上昇しています。

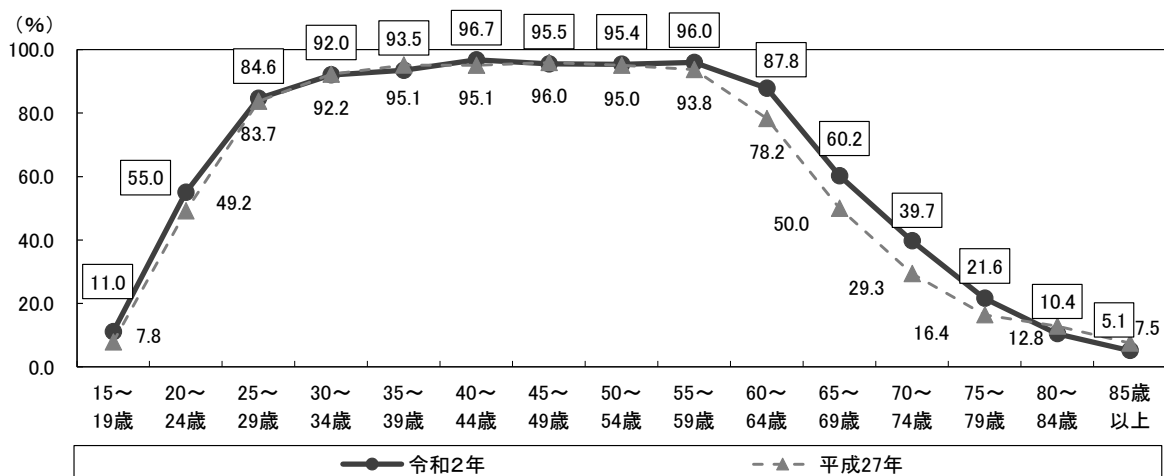
■女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

令和2年の男性の年齢別就業率をみると、平成27年と比較し、30歳代と45～49歳を除くすべての年齢区分で就業率が上回っています。また、60歳代と70～74歳では、平成27年と比較し、9ポイント以上就業率が上昇しています。

■男性の年齢別就業率の推移

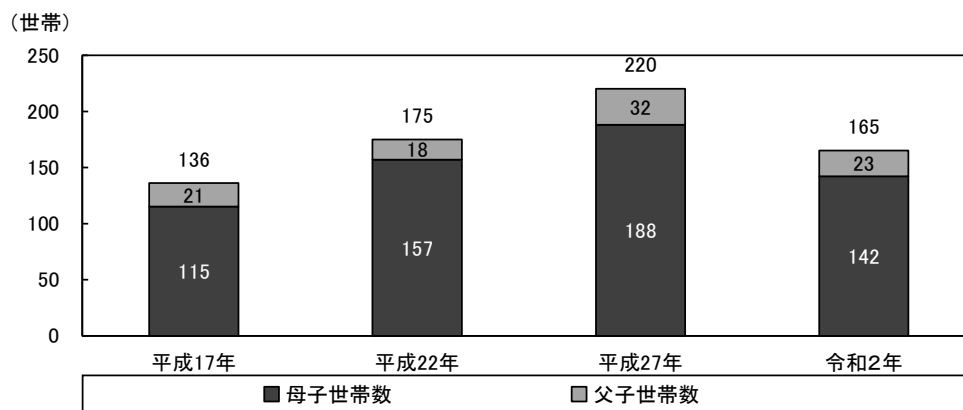


資料：国勢調査

(8) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、平成 17 年から平成 27 年にかけて増加し、総数は約 1.62 倍となっています。令和 2 年には減少し、総数で 165 世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移

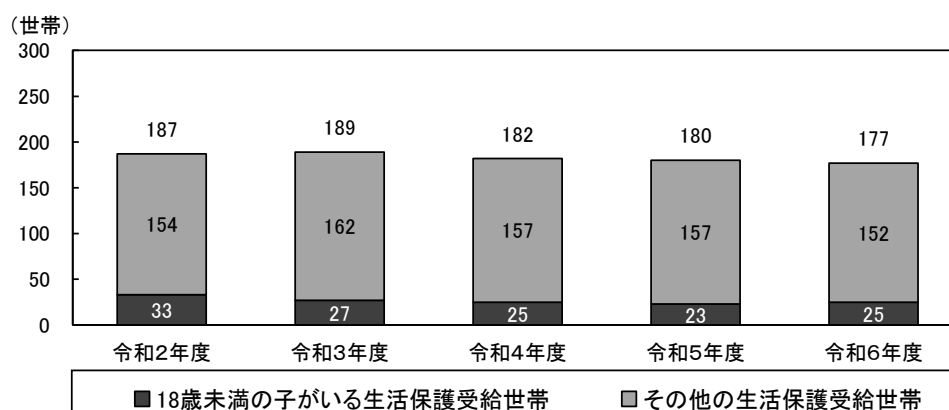


資料:国勢調査

(9) 生活保護受給世帯の状況

生活保護受給世帯数の推移をみると、全体では増減はありますが減少傾向にあり、うち 18 歳未満のこどもがいる生活保護受給世帯は 25 世帯前後で推移しています。

■生活保護受給世帯数の推移

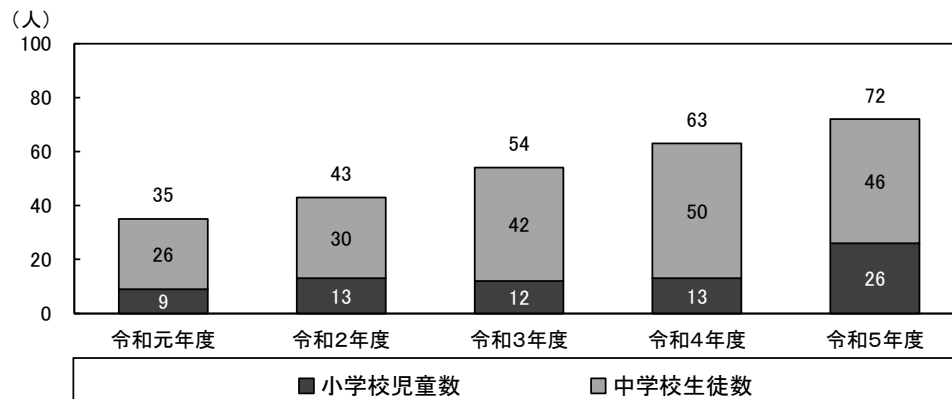


資料:精華町社会福祉課

(10) 不登校・いじめ・虐待の状況

不登校児童・生徒数の推移をみると、小学校児童数は令和4年度から令和5年度にかけて大幅に増加し、2倍の人数となっています。中学校生徒数は令和元年度以降増加していましたが、令和4年度から令和5年度にかけて50人から46人に減少しています。

■不登校児童・生徒数の推移



資料:精華町教育支援室

いじめの認知件数・解消率の推移をみると、小学校の認知件数は令和3年度以降減少しており、解消率は95%前後と高い水準で推移しています。中学校の認知件数は令和4年度から令和5年度にかけて増加していますが、解消率は上昇しています。

■いじめの認知件数・解消率の推移

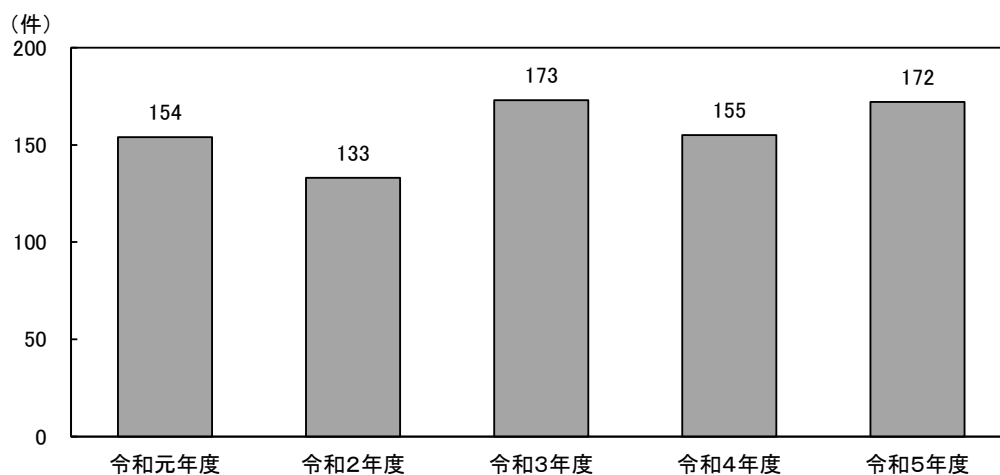
(単位:件、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校認知件数	732	563	609	544	493
小学校解消率	89%	93%	96%	93%	94%
中学校認知件数	44	21	39	39	53
中学校解消率	93%	81%	90%	85%	91%

資料:精華町教育支援室

児童虐待相談通告件数の推移をみると、増減を繰り返して推移しており、令和4年度から令和5年度にかけて17件増加しています。

■児童虐待相談通告件数の推移



資料:精華町子育て支援課

(11) 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯数の推移

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯数の推移をみると、全体では令和元年度以降減少している一方で、令和2年度以降、児童扶養手当受給世帯数は増加傾向にあります。

■児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯数の推移

(単位:世帯)

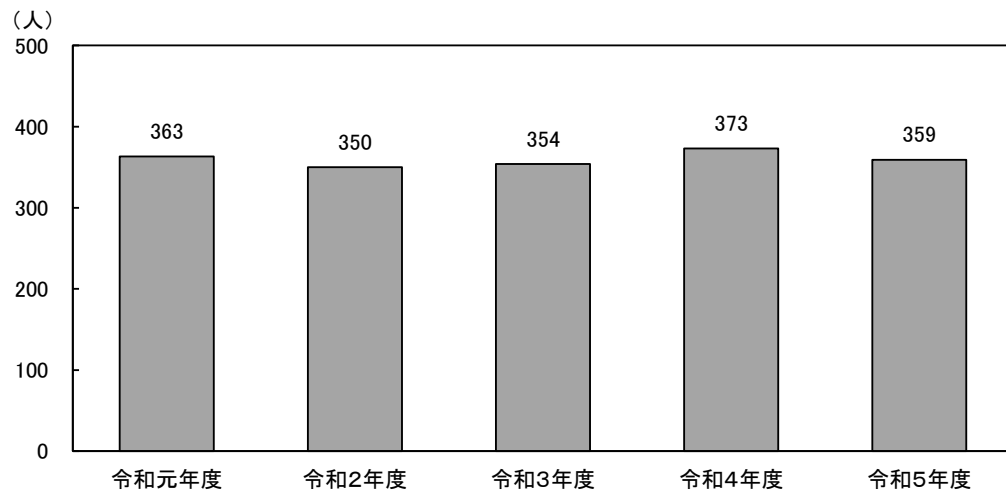
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当 受給世帯数	242	223	224	224	241
特別児童扶養手当 受給世帯数	147	146	142	146	129
心身障害児福祉 手当受給世帯数	119	118	120	110	101
障害児福祉手当 受給世帯数	36	34	34	32	29
合計	544	521	520	512	500

資料:精華町子育て支援課

(12) 就学援助認定児童生徒数の推移

就学援助の認定をされた児童生徒数の推移をみると、増減を繰り返しつつほぼ横ばいで推移しています。

■就学援助認定児童生徒数の推移



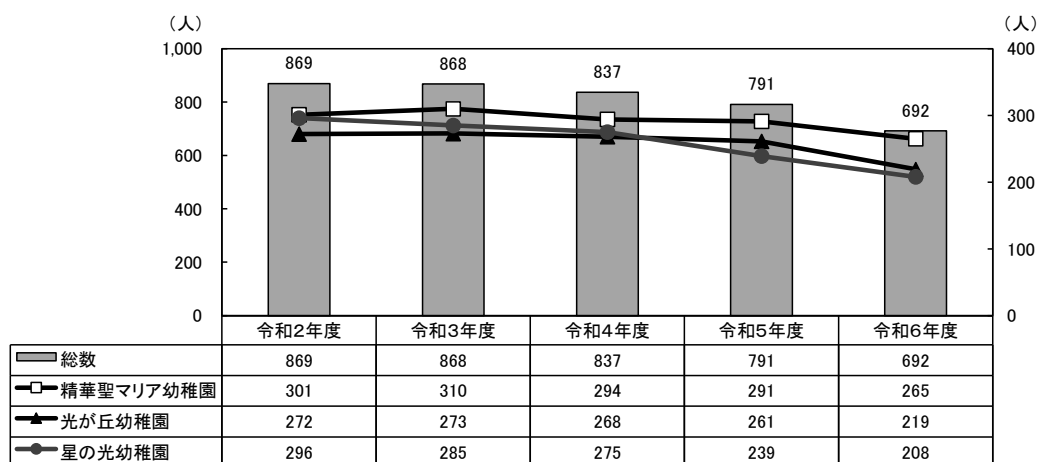
資料:精華町学校教育課

(13) 幼稚園・保育所等の状況

① 幼稚園

幼稚園児童数の推移をみると、総数は減少傾向となっています。幼稚園別児童数を令和2年度と令和6年度で比較すると、いずれの園も減少傾向であり、星の光幼稚園では88人、光が丘幼稚園では53人、精華聖マリア幼稚園では36人の減少となっています。

■幼稚園児童数の推移



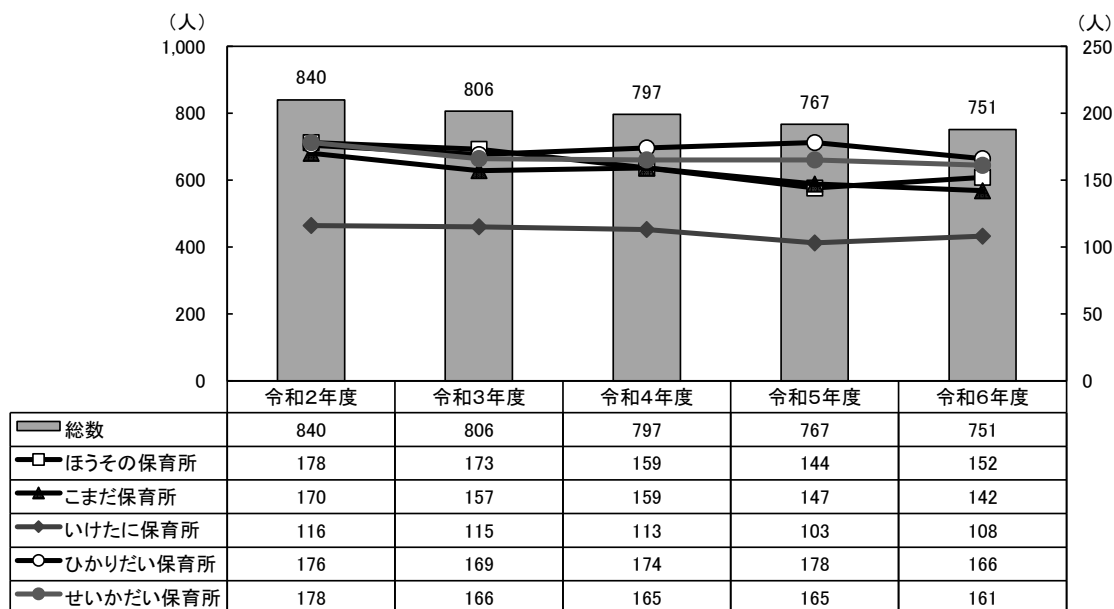
資料:精華町子育て支援課(各年度5月1日現在)

② 保育所等

保育所児童数の推移をみると、総数は令和２年度以降減少しています。

また、保育所別児童数の推移で令和２年度と令和６年度を比較すると、ほうその保育所、こまだ保育所は 20 人以上の減少となっています。

■保育所児童数の推移



※折れ線グラフは小規模保育施設を除く
資料：精華町子育て支援課（各年度4月1日現在）

■小規模保育施設児童数の推移

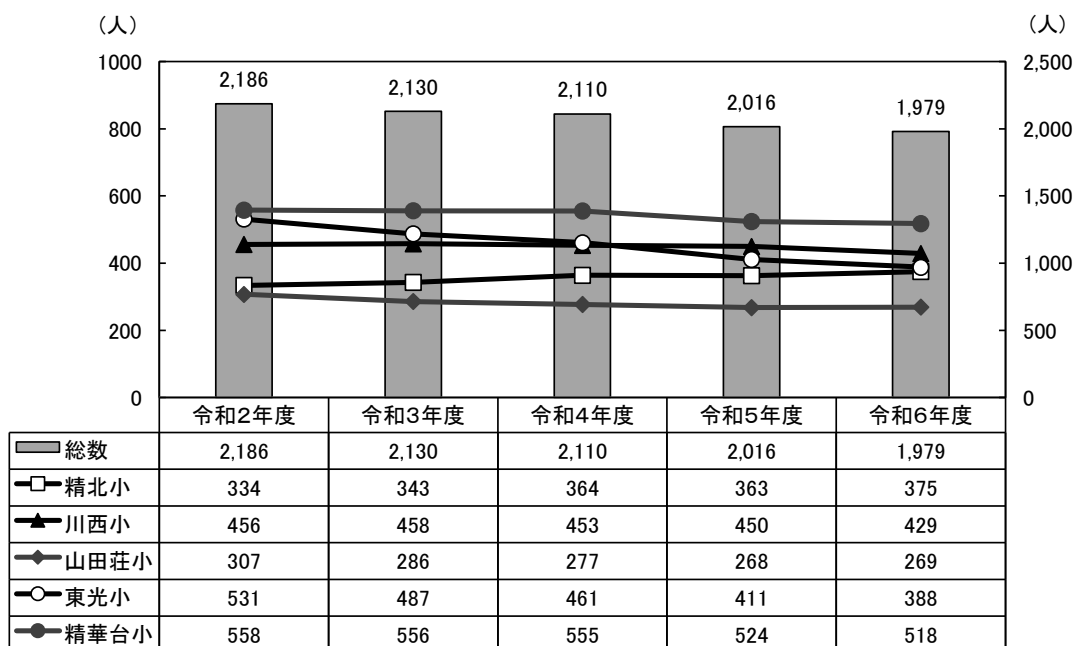
単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
チャイルド・ルーム・ヒナ	5	7	7	7	4
すもも園	17	19	20	23	18

資料：精華町子育て支援課（各年度4月1日現在）

(14) 小学校・中学校の状況

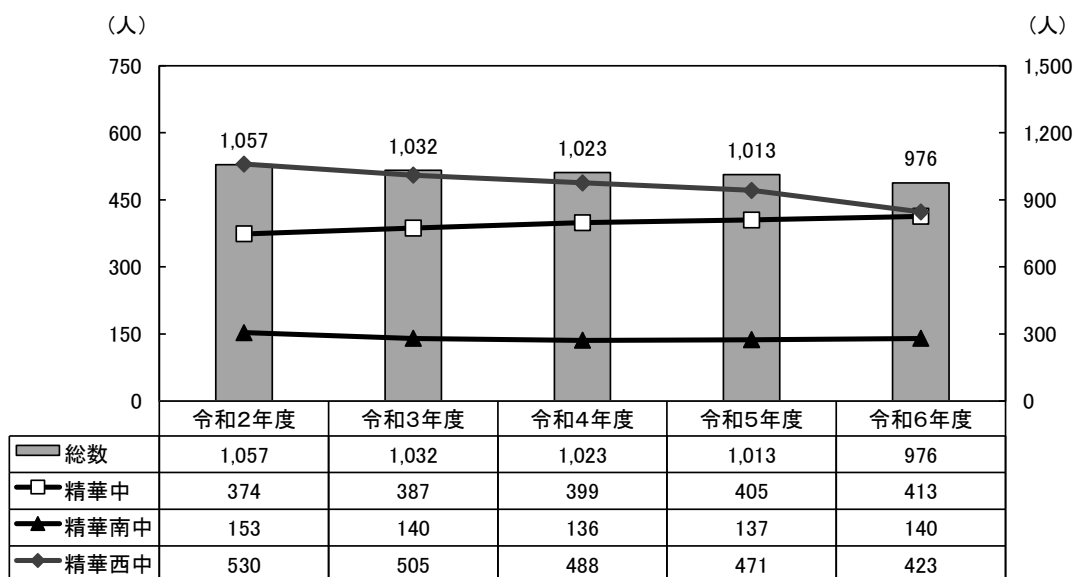
小学校児童数の推移をみると、総数は令和２年度から令和６年度にかけて 207 人減少しています。中学校児童数の推移をみると、総数は令和２年度から令和６年度にかけて 81 人減少しています。

■小学校児童数の推移



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■中学校児童数の推移



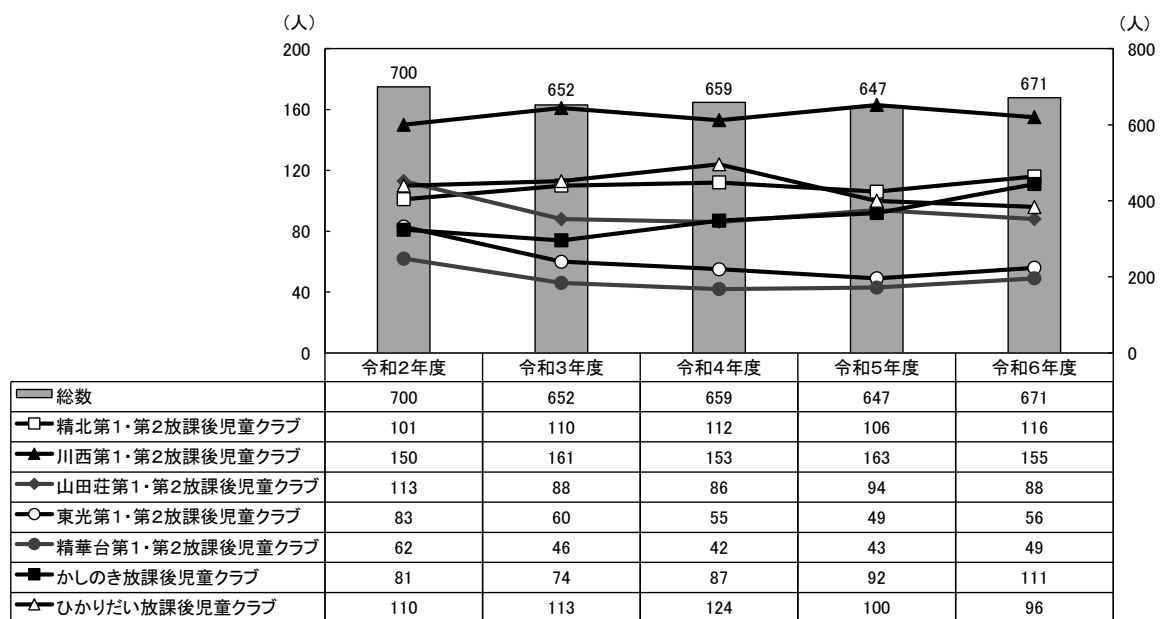
資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(15) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ別入所児童数の推移をみると、総数は令和3年度以降横ばいで推移していましたが、令和5年度から令和6年度にかけて24人増加しています。令和2年度と令和6年度を比較すると、かしのき、精北、川西で入所児童数が増加しています。

学年別入所児童数の推移をみると、いずれの学年も増減を繰り返しています。令和2年度と令和6年度を比較すると、低学年（1～3年生）計はおおむね横ばい、高学年（4～6年生）計はおおむね減少傾向で推移しています。

■放課後児童クラブ別入所児童数の推移



資料：精華町子育て支援課（各年度4月1日現在）

■学年別入所児童数の推移

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学1年生	167	160	172	155	162
小学2年生	155	150	160	163	155
小学3年生	157	142	122	145	152
小学4年生	130	93	114	98	113
小学5年生	67	76	52	56	57
小学6年生	24	31	39	30	32
低学年（1～3年生）計	479	452	454	463	469
高学年（4～6年生）計	221	200	205	184	202

資料：精華町子育て支援課（各年度4月1日現在）

2. 子育て支援に関するアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

「精華町児童育成計画 精華町第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、教育・保育ニーズや精華町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、こども本人の考え等を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

- 調査対象者：①精華町内在住の「就学前児童」「小学生」保護者
②精華町内在住の10～18歳未満（令和6年4月1日時点）の子ども
- 調査期間：令和6年6月24日～7月9日
- 調査方法：Web調査（ハガキ又はチラシにてURL及び二次元コードを記載、配布）
①住民基本台帳をもとに対象児童のいる世帯を抽出し、郵送配布
②公立学校へ通う児童に対しては、小学校・中学校より配布
高校生年代に対しては郵送配布

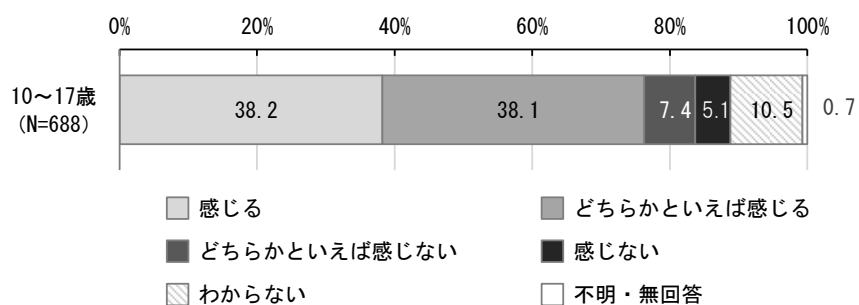
【回収状況】

種類	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	1,075 件	542 件	50.4%
小学生保護者	1,568 件	782 件	49.9%
小学生(高学年)～18歳未満の子ども (令和6年4月1日時点)	2,904 件	688 件	23.7%

(2) 小学生（高学年）～18 歳未満の子ども対象調査の結果

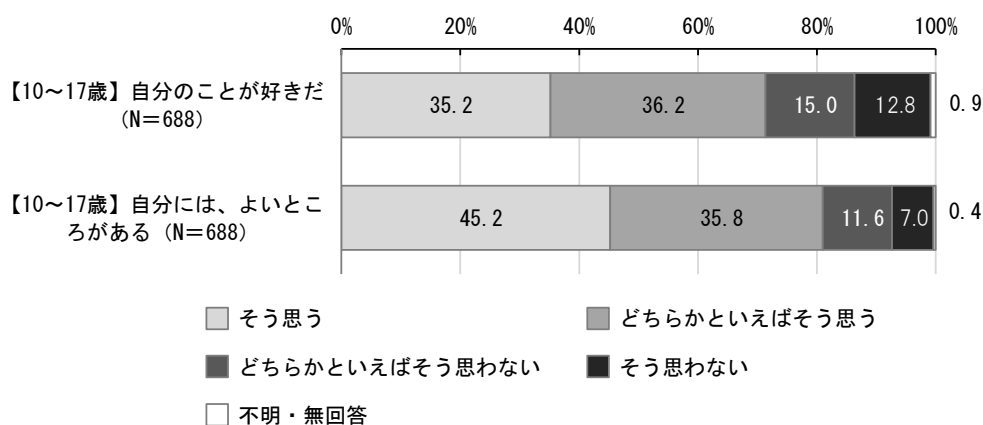
① ふだんから地域の人に見守られていると感じるか（問 24）

「感じる（『感じる』『どちらかといえば感じる』の計）」が 76.3%、「感じない（『どちらかといえば感じない』『感じない』の計）」が 12.5%となっています。



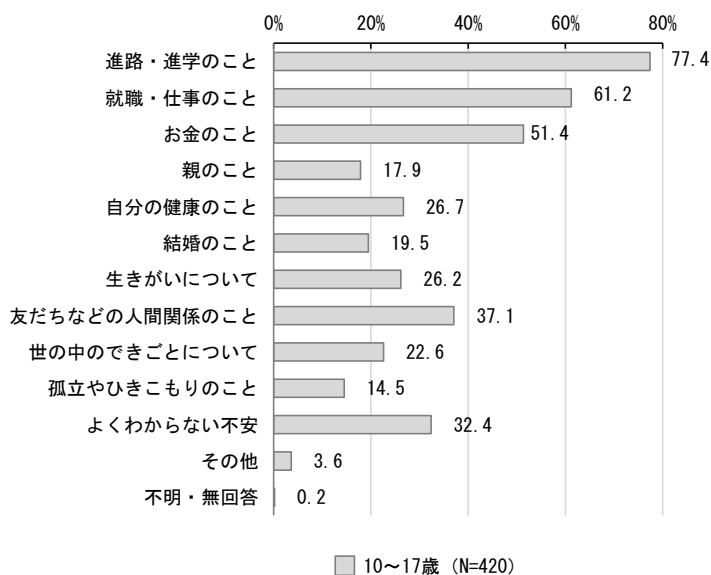
② 自己肯定感について（問 16①⑤）

自分のことが好きだと思うかについては、「思う（『そう思う』『どちらかといえばそう思う』の計）」が 71.4%、自分には、よいところがあると思うかについては、「思う」が 81.0%となっています。また、いずれの項目も「そう思わない」が 1 割前後となっています。



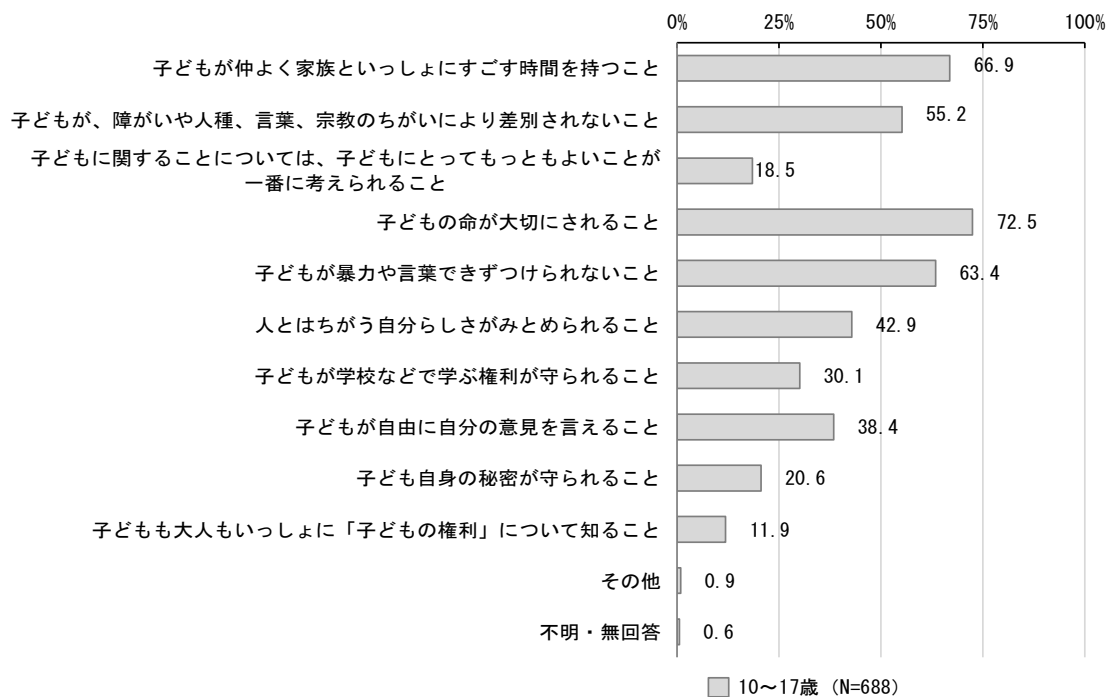
③ 将来に対して特に心配なこと（問 18-1）

将来に対して心配なことが「ある」と回答した方の内容については、「進路・進学のこと」が 77.4%と最も高く、次いで「就職・仕事のこと」が 61.2%、「お金のこと」が 51.4%となっています。



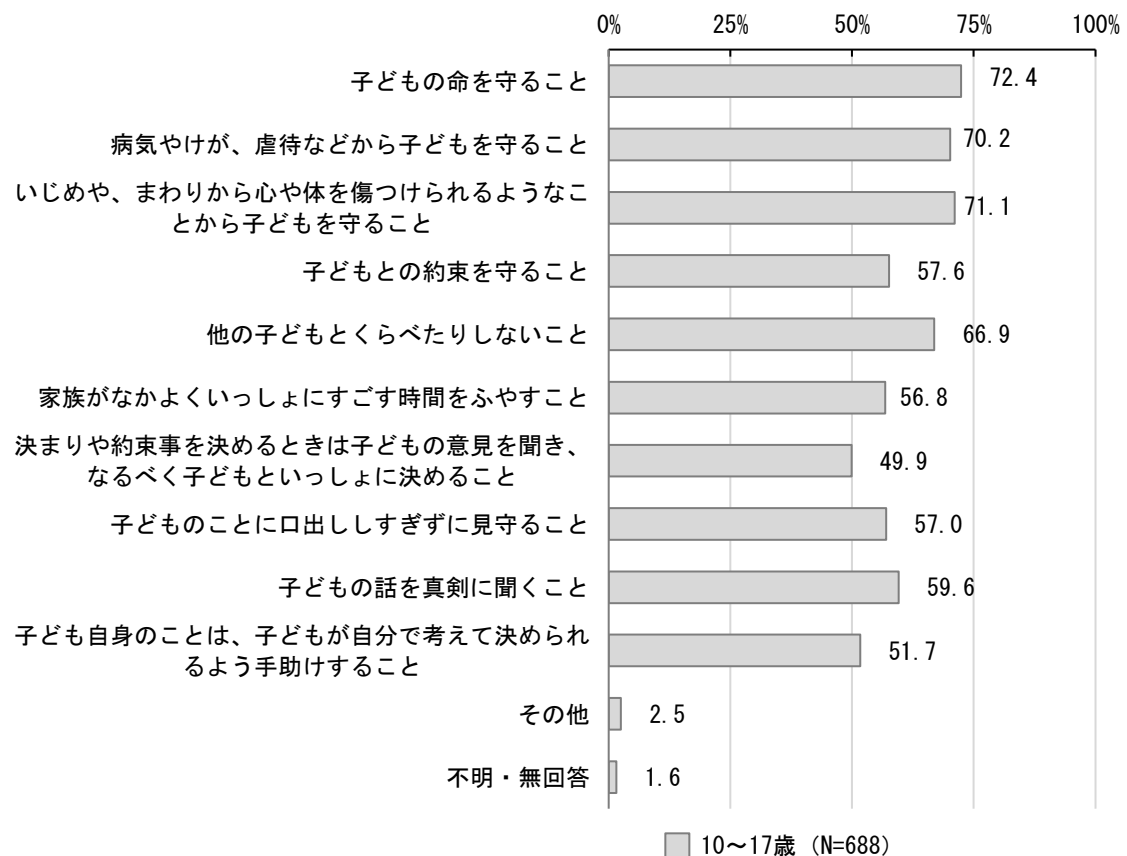
④ 子どもの権利として、特に大切だと思うこと（問 21）

「子どもの命が大切にされること」が 72.5%と最も高く、次いで「子どもが仲よく家族といっしょに過ごす時間を持つこと」が 66.9%、「子どもが暴力や言葉できずつけられないこと」が 63.4%となっています。



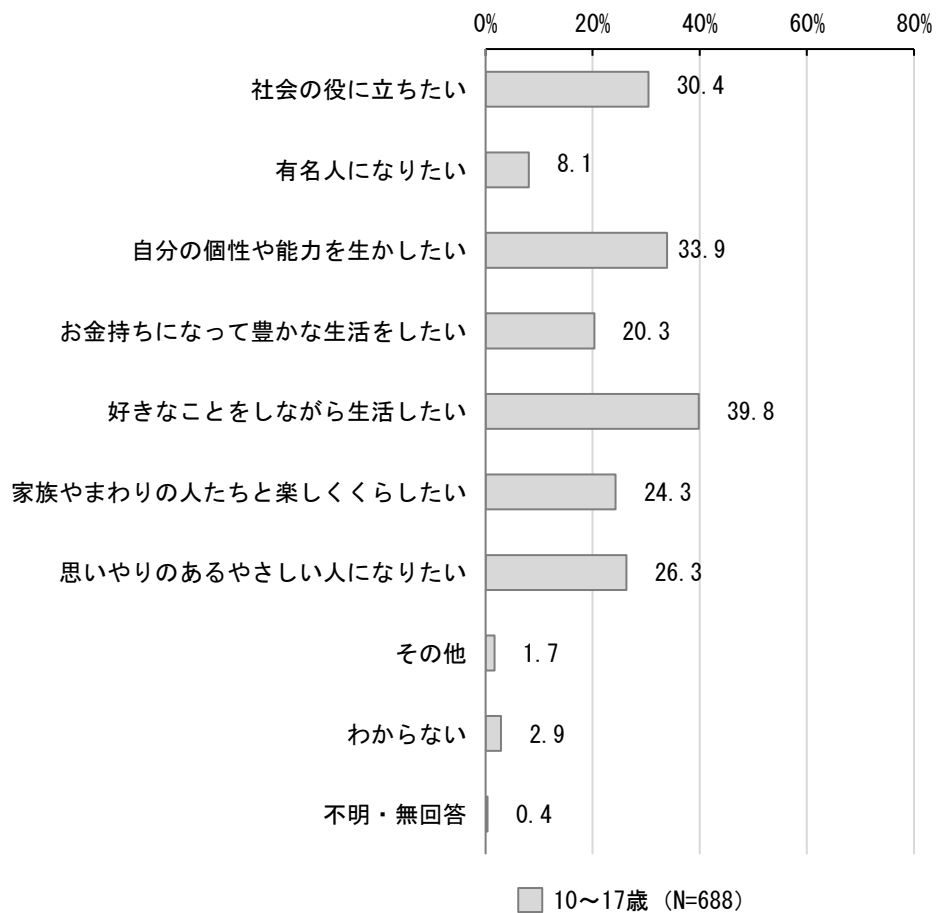
⑤ 大人に心がけてほしいこと（問 22）

「子どもの命を守ること」が72.4%と最も高く、次いで「いじめや、まわりから心や体を傷つけられるようなことから子どもを守ること」が71.1%、「病気やけが、虐待などから子どもを守ること」が70.2%となっています。



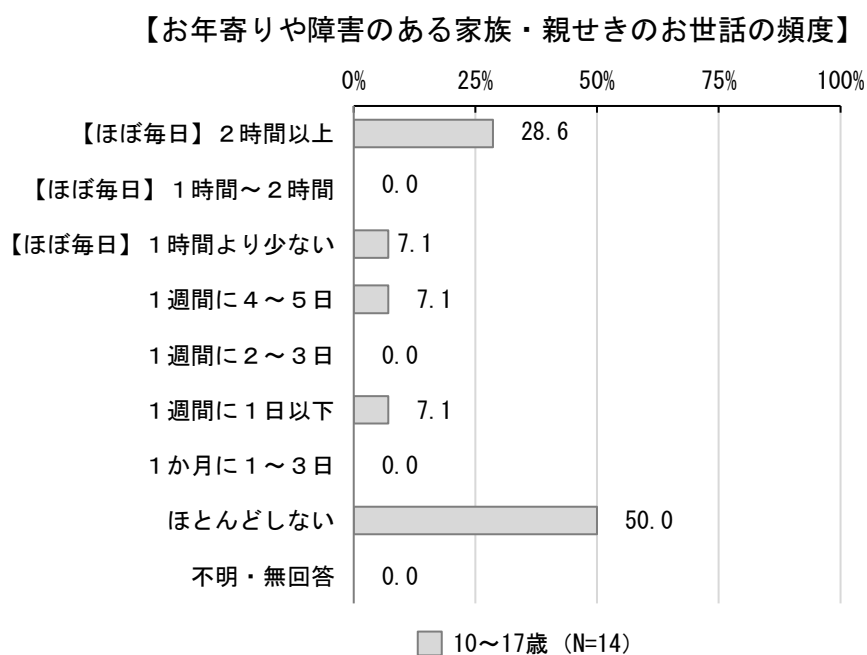
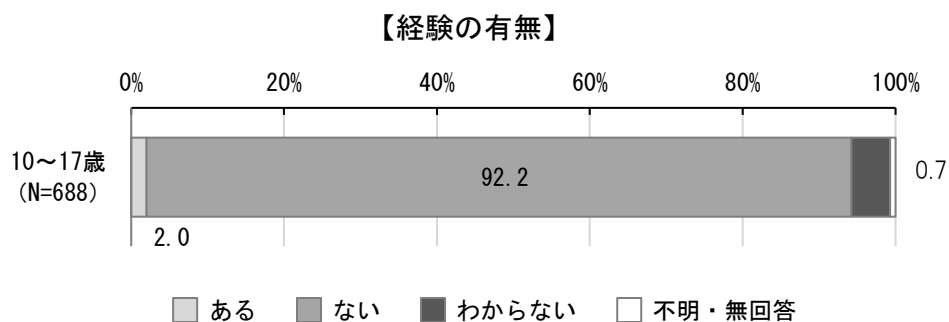
⑥ 将来どのような大人になりたいか（問 23）

「好きなことをしながら生活したい」が 39.8%と最も高く、次いで「自分の個性や能力を生かしたい」が 33.9%、「社会の役に立ちたい」が 30.4%となっています。



⑦ 家族等のお世話を理由に、学校に行けなかったり、睡眠や遊ぶ時間、勉強時間が減った経験（問 10、10-1）

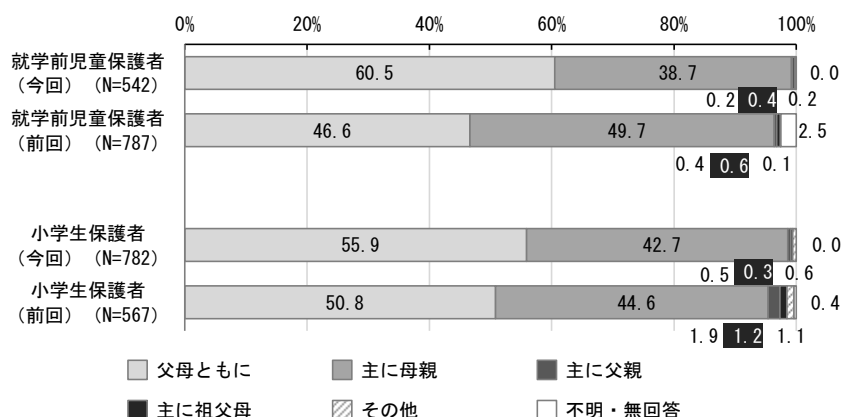
経験が「ある」は 2.0%（14 人）であり、そのうち、お年寄りや障害のある家族・親せきのお世話の頻度では、「【ほぼ毎日】 2 時間以上」している子どもは 28.6%（4 人）、【ほぼ毎日】 何らかのお世話をしている子どもは、合計で 35.7%（5 人）となっています。



(3) 保護者対象調査の結果

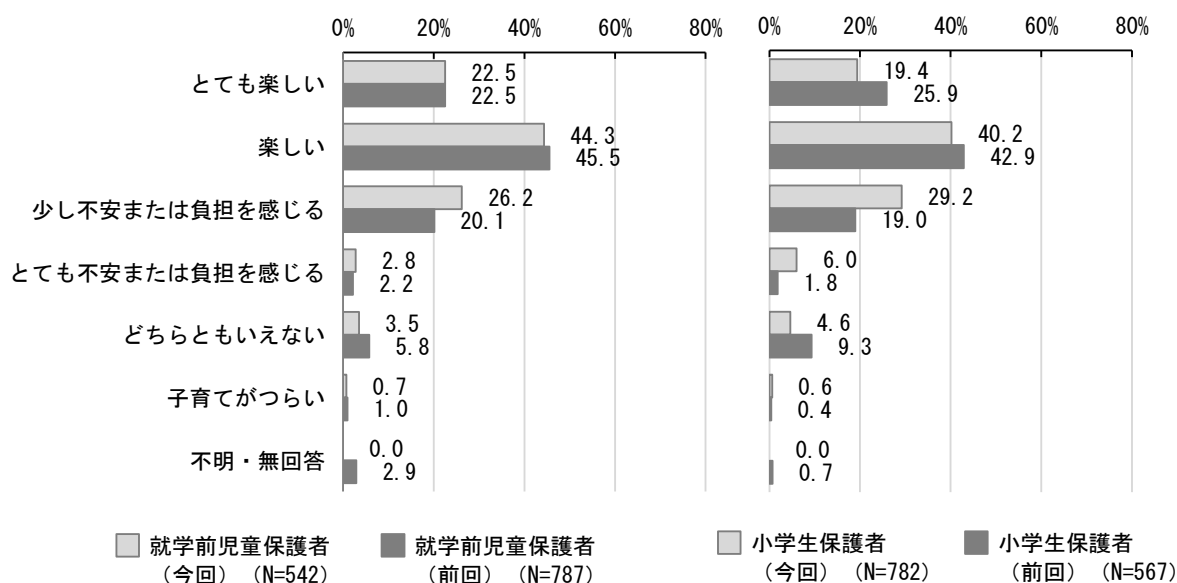
① 子育てを主に行っている人（問8）

就学前児童・小学生保護者ともに「父母ともに」が半数以上と最も高く、次いで「主に母親」が4割前後となっています。前回調査と比較すると、「父母ともに」は就学前児童保護者で13.9ポイント、小学生保護者で5.1ポイント上昇しています。



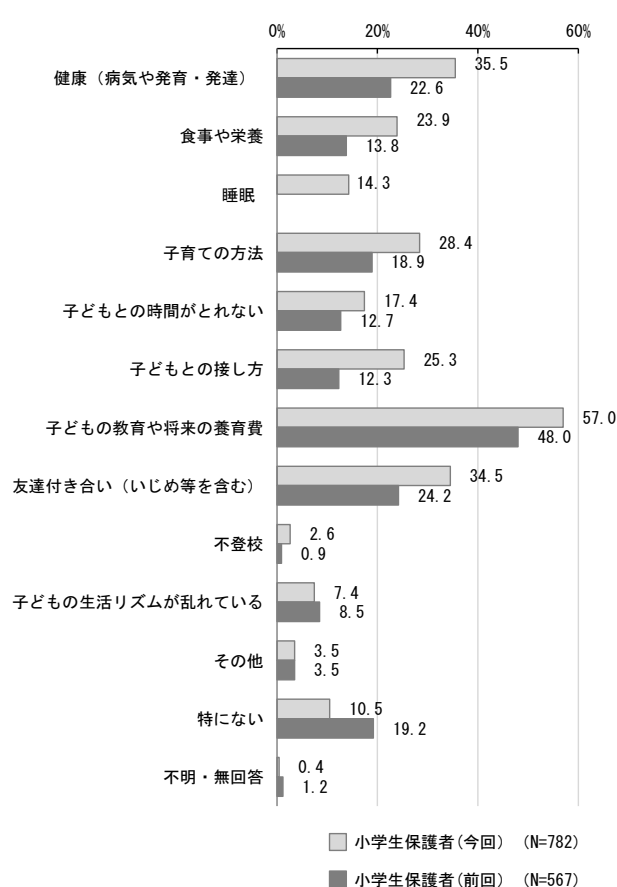
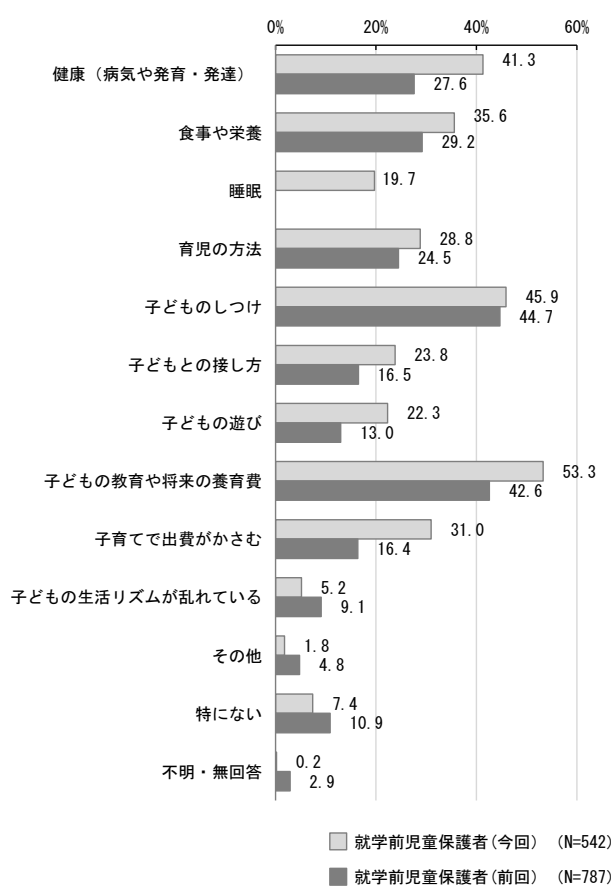
② 子育てに対する気持ち（問10）

就学前児童・小学生保護者ともに「楽しい（『とても楽しい』『楽しい』の計）」が6割前後、「不安・負担（『少し不安または負担を感じる』『とても不安または負担を感じる』の計）」が3割前後となっています。前回調査と比較すると「不安・負担」は就学前児童保護者で6.7ポイント、小学生保護者で14.4ポイント上昇しています。



③ 子育てで日頃悩んでいること【子どものことについて】（問11）

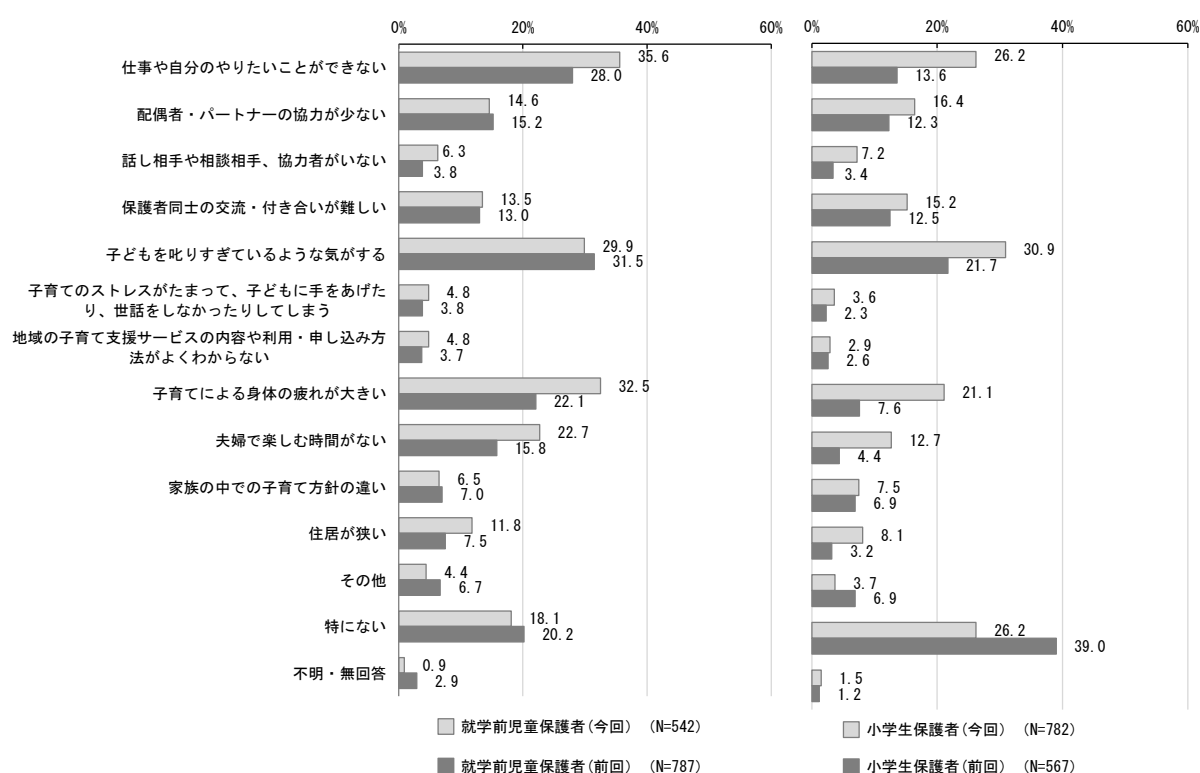
就学前児童保護者では、「子どもの教育や将来の養育費」が53.3%と最も高く、次いで「子どものしつけ」が45.9%となっています。小学生保護者では、「子どもの教育や将来の養育費」が57.0%と最も高く、次いで「健康（病気や発育・発達）」が35.5%となっています。また、前回調査と比較すると、就学前児童では、「健康（病気や発育・発達）」「子どもの教育や将来の養育費」「子育てで出費がかさむ」、小学生保護者では「健康（病気や発育・発達）」「食事や栄養」「子どもとの接し方」「友達付き合い（いじめ等を含む）」が10ポイント以上上昇しています。



※「睡眠」は今回調査のみの選択肢

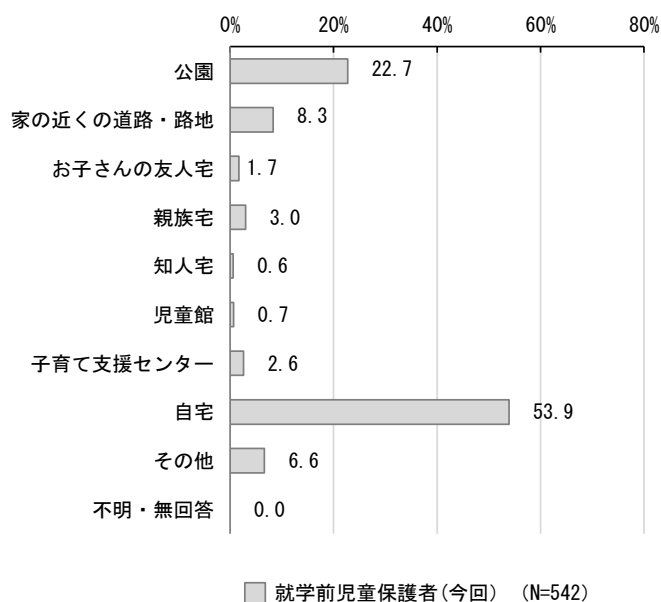
④ 子育てで日頃悩んでいること【保護者自身のことについて】（問 11）

就学前児童保護者では、「仕事や自分のやりたいことができない」が 35.6%と最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」が 32.5%となっています。小学生保護者では、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 30.9%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」「特にない」が 26.2%となっています。また、前回調査と比較すると、就学前児童では、「子育てによる身体の疲れが大きい」、小学生保護者では「仕事や自分のやりたいことができない」「子育てによる身体の疲れが大きい」が 10 ポイント以上上昇しています。



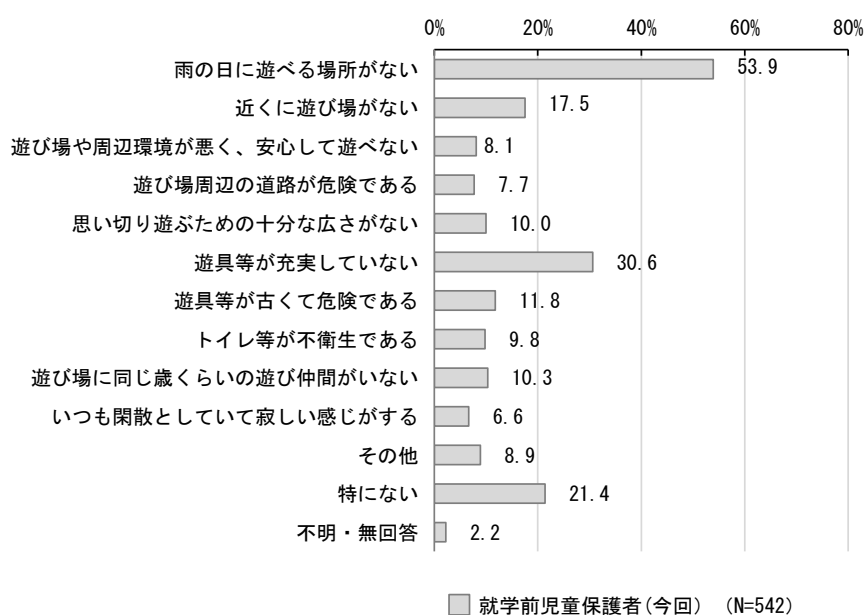
⑤ 日中主にどこで遊ぶか（就学前問 15）

就学前児童保護者では、「自宅」が 53.9%と最も高く、次いで「公園」が 22.7%となっています。



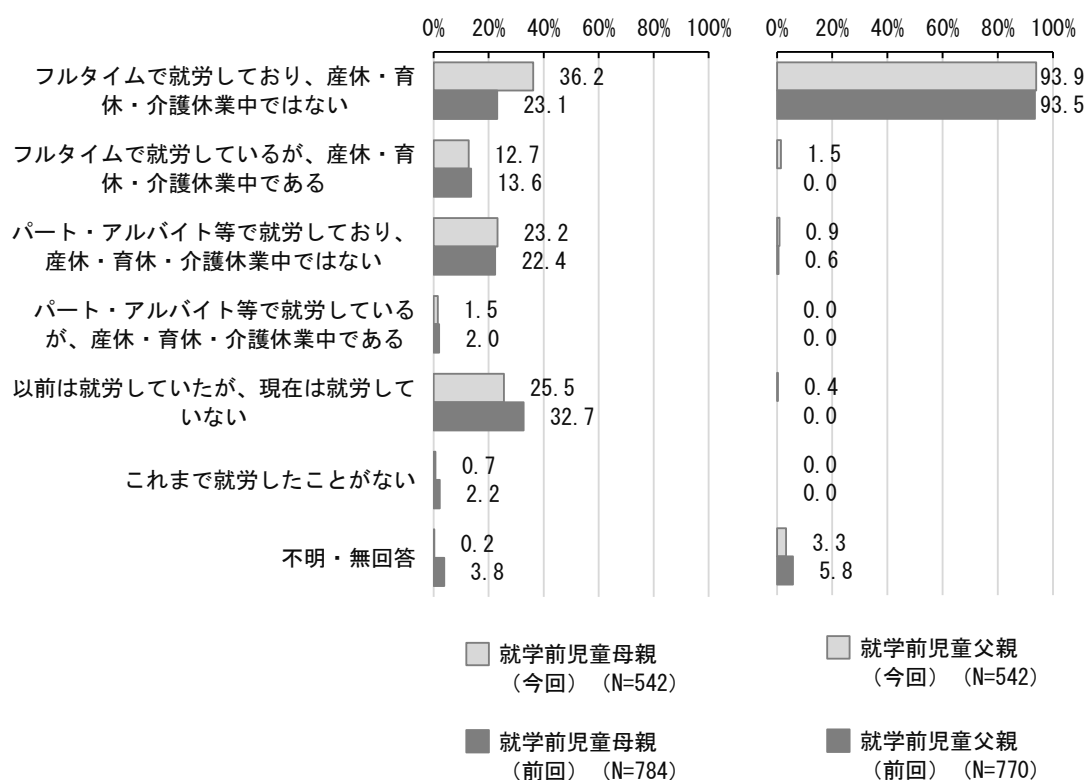
⑥ 遊び場で困ること・困ったこと（就学前問 15）

就学前児童保護者では、「雨の日に遊べる場所がない」が 53.9%と最も高く、次いで「遊具等が充実していない」が 30.6%となっています。



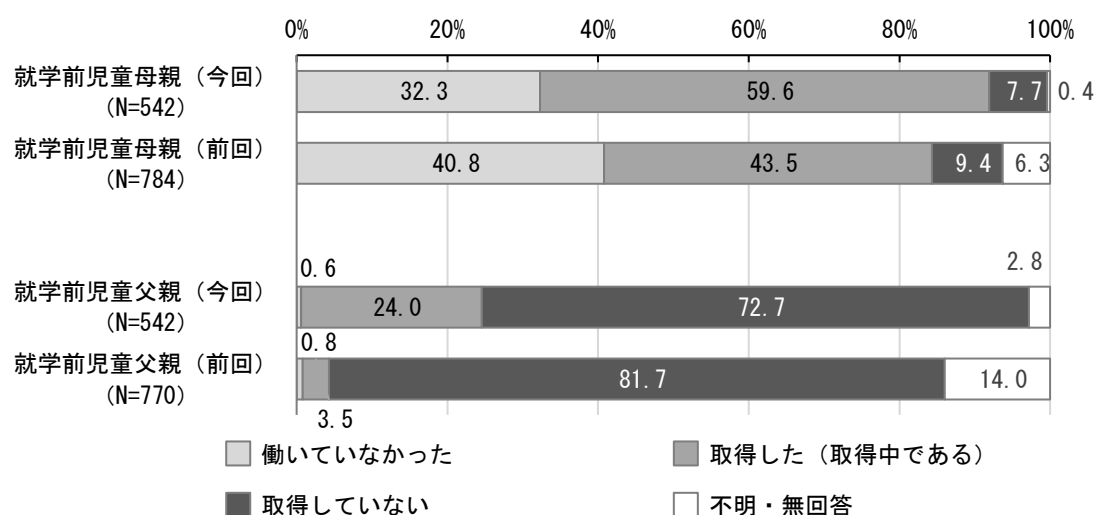
⑦ 保護者の現在の就労状況（問19）

フルタイム就労（産休・育休・介護休業中含む）は、就学前児童母親で 48.9%、就学前児童父親で 95.4%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童母親はフルタイム就労（産休・育休・介護休業中含む）が 12.2 ポイント上昇しています。



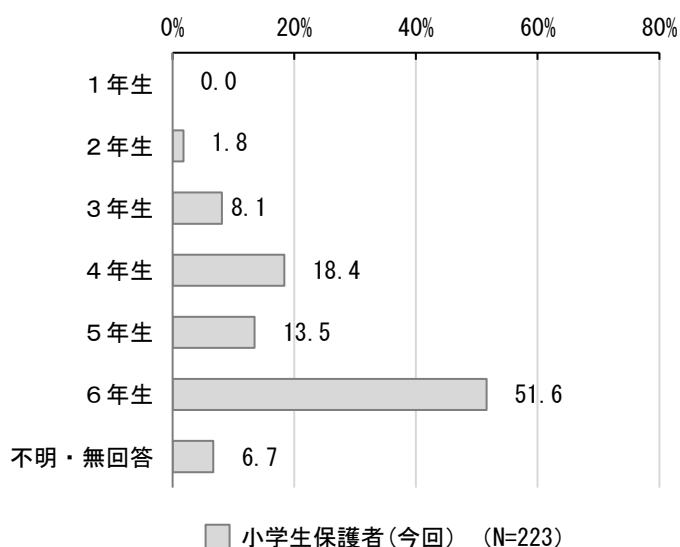
⑧ 育児休業の取得状況（就学前問 32）

「取得した（取得中である）」は、就学前児童母親で 59.6%、就学前児童父親で 24.0%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」は就学前児童母親で 16.1 ポイント、就学前児童父親で 20.5 ポイント上昇しています。



⑨ 小学校何年生まで放課後児童クラブを利用したいか（小学生問 20-1）

今後、放課後児童クラブを利用したい人が何年生まで利用したいかについて、「6年生」までは 51.6%と最も高く、次いで「4年生」までが 18.4%となっています。

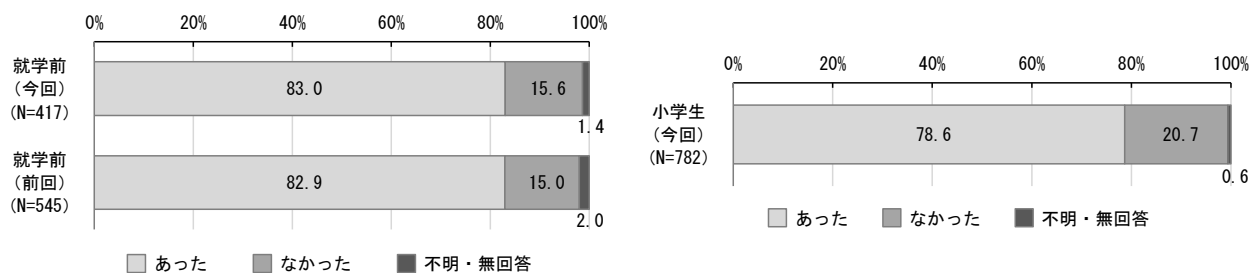


⑩ 病気やけがで普段利用している教育・保育が利用できなかった経験の有無・対処方法（就学前問 24・問 24-1，小学生問 17・問 17-1）

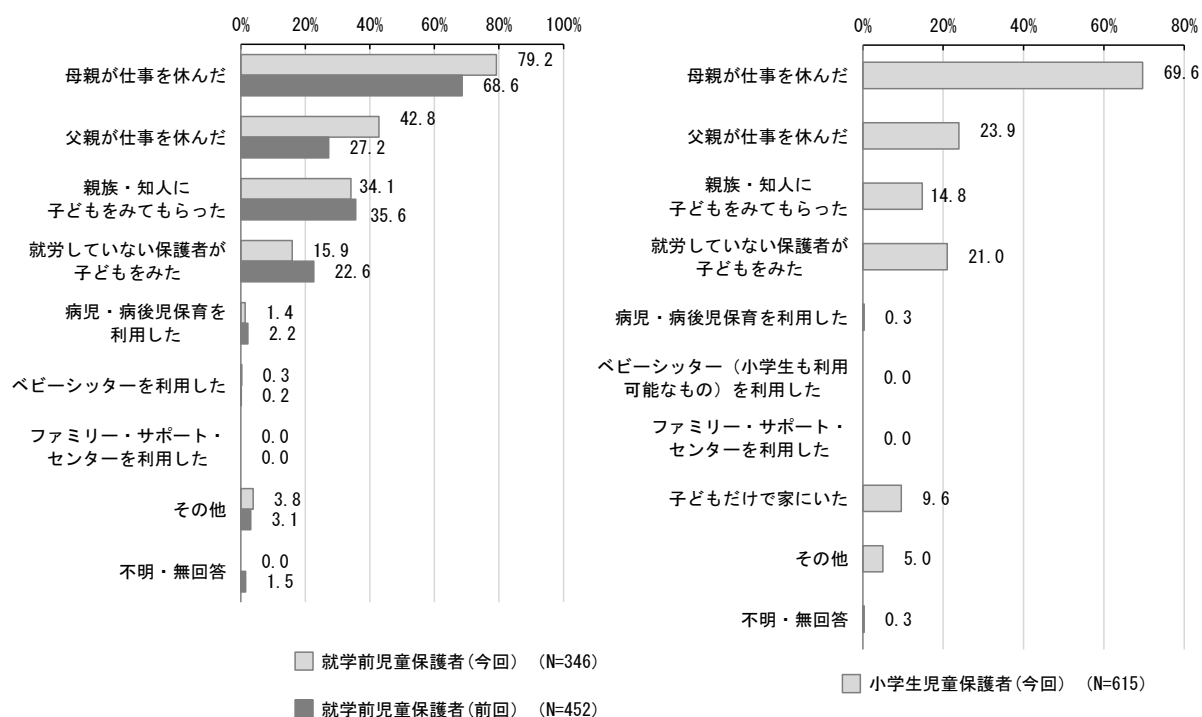
病気やけがで通常の事業が利用できなかった経験の有無について、「あった」が就学前児童保護者では 83.0%、小学生児童保護者では 78.6%となっています。前回調査と比較すると、大きな差はありませんでした。

利用できなかった際の対処方法について、就学前児童保護者では「母親が仕事を休んだ」が 79.2%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」が 42.8%となっています。小学生児童保護者では「母親が仕事を休んだ」が 69.6%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」が 23.9%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童保護者で「母親が仕事を休んだ」が 10.6 ポイント、「父親が仕事を休んだ」が 15.6 ポイント上昇しています。

■経験の有無



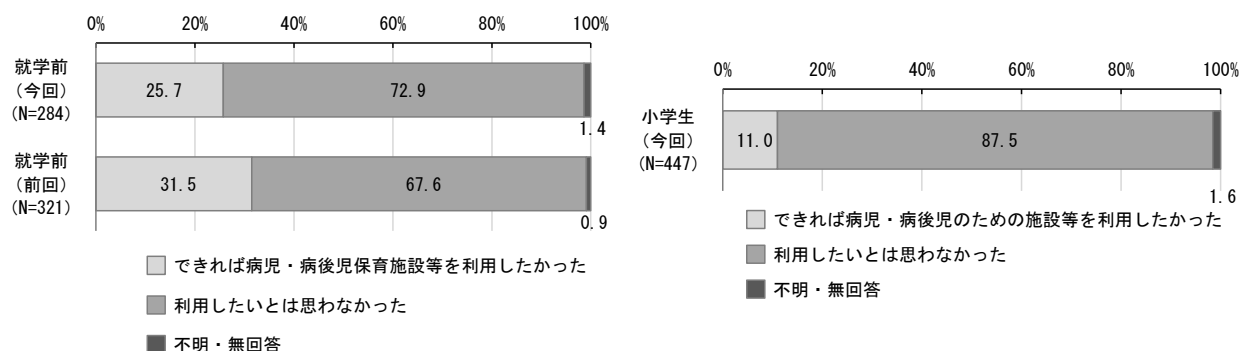
■対処方法



※小学生児童保護者は今回調査のみ対象

⑪ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向（就学前問 24-2，小学生問 17-2）

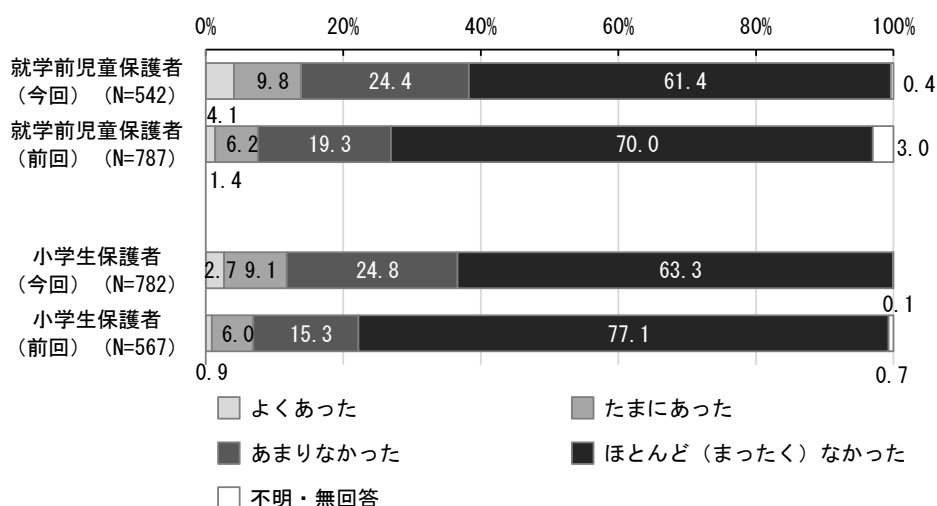
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」は、就学前児童保護者で 25.7%、小学生児童保護者で 11.0%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童保護者で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」は 5.8 ポイント減少しています。



※小学生児童保護者は今回調査のみ対象

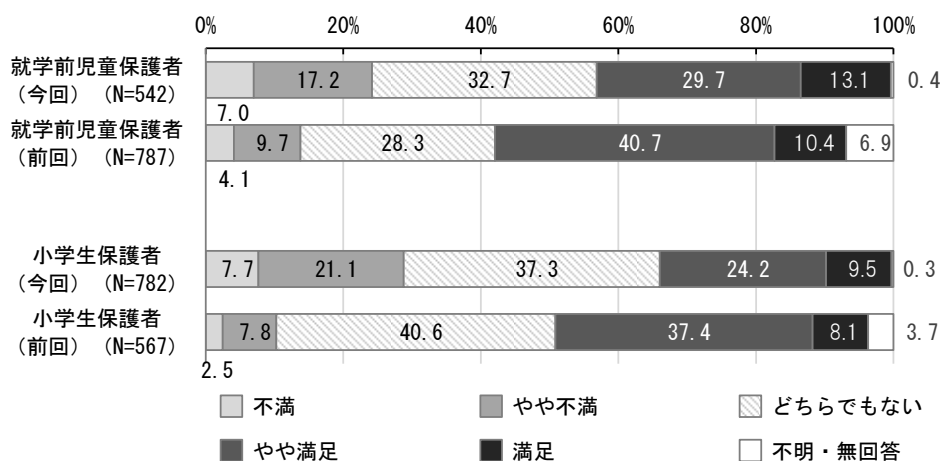
⑫ 過去 1 年間に経済的な理由で、子どもの必要なものが買えなくて困った経験（就学前問 36，小学生問 21）

経験が「ある（『よくあった』『たまにあった』の計）」は、就学前児童・小学生保護者ともに 1 割程度となっています。前回調査と比較すると、就学前児童・小学生保護者ともに「ほとんど（まったく）なかった」は 10 ポイント前後減少し、「よくあった」～「あまりなかった」の各項目がわずかに上昇しています。



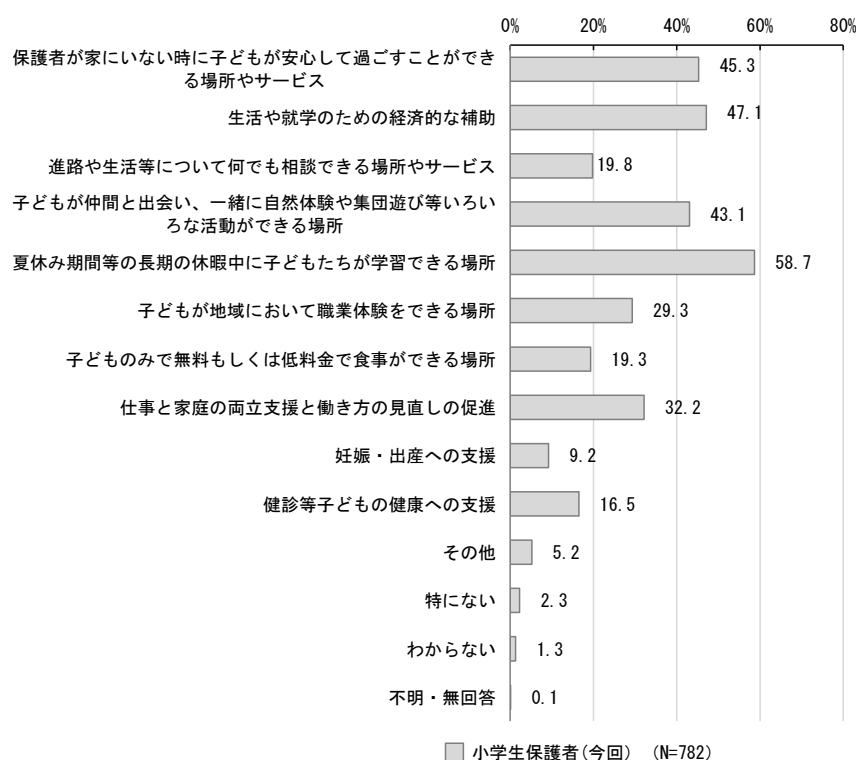
⑬ 子育ての環境や支援への満足度（就学前問 39，小学生問 24）

就学前児童保護者では、「どちらかといえば不満（『不満』『やや不満』の計）」が 24.2%、「どちらかといえば満足（『やや満足』『満足』の計）」が 42.8%、小学生保護者では、「どちらかといえば不満」が 28.8%、「どちらかといえば満足」が 33.7%となっています。前回調査と比較すると、「どちらかといえば不満」は就学前児童保護者で 10.4 ポイント、小学生保護者で 18.5 ポイント上昇しています。



⑭ 望ましい子育て支援施策（小学生問 25）

小学生保護者では、「夏休み期間等の長期の休暇中に子どもたちが学習できる場所」が 58.7%と最も高く、次いで「生活や就学のための経済的な補助」までが 47.1%となっています。



3. 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

前回計画における、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について、以下の通り掲載します。なお、令和元年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、年度によって数値に大きな変動がある場合や、実績値が計画値を大幅に下回る場合があります。

(1) 幼児期の学校教育・保育

■1号認定

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	450	422	383	362	343
	確保量	450	422	383	362	343
実績値		437	413	371	349	293

■2号認定

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	525	514	485	477	472
	確保量	525	514	485	477	472
実績値		546	501	512	484	486

■3号認定(0歳)

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	34	33	32	32	30
	確保量	34	33	32	32	30
実績値		48	32	42	37	44

■3号認定(1～2歳)

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	276	281	288	295	301
	確保量	276	281	288	295	301
実績値		291	250	285	293	250

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援に関する事業

(単位: 箇所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	2	2	2	2	2
	確保量	2	2	2	2	2
実績値		2	2	2	2	2

■延長保育事業

(単位: 人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	487	470	446	432	419
	確保量	487	470	446	432	419
実績値		329	398	324	321	329

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(単位: 人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	672	680	703	710	715
	確保量	672	680	703	710	715
実績値		630	659	659	647	675

■子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

(単位: 人日)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	73	70	67	65	63
	確保量	73	70	67	65	63
実績値		40	182	169	92	-

■乳児家庭全戸訪問事業

(単位: 人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	234	228	222	216	209
	確保量	234	228	222	216	209
実績値		184	204	173	174	-

■養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(単位: 家庭)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	43	42	40	38	37
	確保量	43	42	40	38	37
実績値		11	12	13	8	－

■地域子育て支援拠点事業

(単位: 人回)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	11,043	10,727	10,469	10,182	9,881
	確保量	11,043	10,727	10,469	10,182	9,881
実績値		7,578	9,775	9,229	9,791	－

■一時預かり事業(幼稚園型)

(単位: 人日)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	7,176	6,889	6,388	6,175	5,998
	確保量	7,176	6,889	6,388	6,175	5,998
実績値		8,407	7,996	7,974	11,307	－

■一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

(単位: 人日)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	2,910	2,937	2,915	2,956	3,002
	確保量	2,910	2,937	2,915	2,956	3,002
実績値		1,488	1,478	1,238	787	－

■病児・病後児保育事業

(単位: 人日)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	44	43	42	40	39
	確保量	44	43	42	40	39
実績値		7	8	0	9	－

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位: 人日)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量	535	610	673	736	800
	確保量	535	610	673	736	800
実績値		288	294	512	388	－

■妊婦に対して健康診査を実施する事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	ニーズ量(人)	337	328	319	309	301
	ニーズ量(人回)	3,064	2,984	2,903	2,809	2,742
	確保量(人)	337	328	319	309	301
	確保量(人回)	3,064	2,984	2,903	2,809	2,742
実績値	実績値(人)	348	320	272	262	－
	実績値(人回)	2,760	2,481	2,085	1,949	－

4. こどもを取り巻く課題と今後の方向性

課題1 こども本人の視点を尊重した支援の充実

▶アンケート調査結果

- 子ども対象調査では、大人に心がけてほしいこととして、子どもの命や安全に関わる項目に次いで、「他の子どもとくらべたりしないこと」「子どもの話を真剣に聞くこと」が約6割。
- 小学生保護者では、望ましい子育て支援施策として「夏休み期間等の長期の休暇中に子どもたちが学習できる場所」が最も高い。
- 就学前児童保護者では、日中の主な遊び場は「自宅」が半数を占め、「公園」が2割程度。また、遊び場で困ることとして、「雨の日に遊べる場所がない」が半数を占める。
- 子育ての日頃の悩みでは、就学前児童・小学生保護者ともに、「健康（病気や発育・発達）」、小学生保護者については、「食事や栄養」「子どもとの接し方」「友達付き合い（いじめ等を含む）」が前回より10ポイント以上上昇。

▶これまでの取組

- 生涯スポーツの振興や読書の推進のほか、学研都市の特色を生かした科学やモノづくりを体験する機会づくりなど、こどもの多様な体験の機会を提供。
- 学研都市の特色を生かした科学やモノづくりを体験する機会づくりなど、こどもの多様な体験の機会を提供。
- 療育を受けているこどもの就学相談、支援学校卒業生の進路相談など、発達や障害の特性を踏まえた教育支援を実施。

▶今後の方向性

- 「こども大綱」では、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことがこども施策に関する基本的な方針の一つとして掲げられています。本町の子ども対象調査においても、「他の子どもとくらべたりしないこと」「子どもの話を真剣に聞くこと」など、こども自身と向き合う大人の姿勢が求められています。
- 多様な遊びや体験活動は、創造力や自尊心を育み、身体感覚を養うなど、こどもの健やかな育ちを支えるにあたり重要であり、こどもの家庭環境等による機会の格差が生じないように、引き続き、多様な遊びや体験の機会を保障していくことが重要です。

課題2 子育て家庭の不安や悩みに寄り添った支援の充実

▶アンケート調査結果

- 子ども対象調査では、子どもの権利として特に大切なこととして、「子どもが仲よく家族といっしょに過ごす時間を持つこと」が6割半ば。
- 保護者の就労状況については、母親のフルタイム就労の割合が上昇しており、フルタイムの共働き世帯が増加傾向と考えられる。
- 子育てに「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」の合計を前回調査（前回計画）と比較すると、就学前児童保護者では6.7ポイント、小学生保護者では14.4ポイント上昇。
- 子育ての日頃の悩みでは、子どもの健康や子どもとの接し方、経済面など、多様な項目で前回調査より10ポイント以上上昇。
- 経済的な理由で、子どもの必要なものが買えなかった経験（過去1年以内）については、就学前児童・小学生保護者ともに「ほとんど（まったく）なかった」は10ポイント前後減少し、「よくあった」～「あまりなかった」の各項目がわずかに上昇。

▶これまでの取組

- 妊産婦への支援については、経済的支援の拡充、伴走型支援や医療連携のほか、産前・産後サポート事業として、いつでも相談できる体制整備のため、人員配置の工夫やメール相談の受付等を実施。
- 保育の環境向上については、計画的な保育士研修による保育士等の資質向上のほか、民営委託の保育所、小規模保育施設との連携により、環境保持・向上に努めた。
- 放課後児童クラブについては、一時的な利用希望者の増加に対し、分室を開所するなど柔軟に対応したほか、学校の空き教室への移転や設備の改修など必要な整備を実施。
- 看護師配置による医療的ケア児の受入れや、こころとからだの発達サポート事業では集団生活が困難な幼児を早期発見し、早期療育につなぐことができた。

▶今後の方向性

- 本町の保護者対象調査では、フルタイムの共働き世帯が増加傾向にあり、就学前教育・保育や放課後児童クラブのニーズは、今後も増加すると考えられます。こども人口の減少傾向も踏まえ、適切に教育・保育の提供体制を整える必要があります。
- 前回調査時点に比べ、子育てに不安や悩みを抱える子育て世帯の割合が増加し、不安の内容は子育ての方法や経済面など多岐にわたります。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な負担感を抱くことなく、心身ともに健康的にこどもと向き合えるよう、社会全体で支援していく必要があります。

課題3 地域社会全体でこどもを育む機運の醸成

▶アンケート調査結果

- 子ども対象調査では、ふだん地域で見守られていると「感じる」と「どちらかといえ
ば感じる」の合計が7割以上。
- 子ども対象調査では、家族の世話等で学校に行けなかったり、睡眠や遊ぶ時間等が減
った経験がある人は全体の2%（14人）であり、そのうち28.6%（4人）は、お年寄
りや障害のある家族・親せきのお世話を毎日2時間以上している、と回答。
- 就学前児童保護者では、子育てを主にしている人について「父母ともに」が13.9ポ
イント上昇。
- 小学生保護者では、子育ての日頃の悩みとして「子どもとの接し方」が13ポイント
上昇。

▶これまでの取組

- 子育て支援機能との連携も視野に含んだ防災保健センターの整備が進められており、
令和7年に竣工予定。
- 虐待の未然防止として、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診未受診者の把握だけではなく、
親子の絆づくりプログラム等を実施し、深刻な子育て不安を抱える世帯を早期に発見
し、相談先につなげている。
- 要保護児童の実務者会議でヤングケアラーについての研修を行い、支援者のスキルア
ップを図っている。
- 交通安全・地域防犯については、地域と連携しながら、こどもの安全確保、交通安全
活動に努めた。

▶今後の方向性

- 国では、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域
社会、企業などすべての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革として
「こどもまんなかアクション」という取組が進められています。
- 本町の子ども対象調査では、多くのこどもたちが地域に見守られている意識を持っており、実
際に多くの交通安全・地域防犯の取組を地域と行政の協働で取り組んでいます。
- 児童虐待・DV等の早期発見や子育てしやすい職場環境づくりなど、地域や家庭、関係機関が
連携して、こども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、こどもと子育てを家庭内だけでなく、
地域社会全体で支えていくことが必要です。

課題4 若者の将来を保証できる支援の充実

▶アンケート調査結果

- 子ども対象調査では、自分のことが好きだと「思わない」、自分には、よいところがあると「思わない」の回答が1割前後。
- 将来に対して特に心配なこととして、「進路・進学のこと」が7割以上、「就職・仕事のこと」の回答が6割以上。
- 将来なりたい大人の姿として、「好きなことをしながら生活したい」が約4割、「自分の個性や能力を生かしたい」「社会の役に立ちたい」が3割程度。

▶これまでの取組

- 学校教育における、自然体験、ボランティア体験、学校間の交流活動の促進等、学びの機会の充実等、総合学習や体験活動の充実。
- 精華町とハローワーク京都田辺が協同で生活相談から就労支援までを一体的に行う就労相談窓口「せいかジョブポイント」や就労支援セミナーの開催、学校や京都わかものハローワーク等の関係機関との連携等による、社会的自立に向けた就労支援を行っている。
- 京都府との連携による婚活イベントの実施。

▶今後の方向性

- こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながるとともに、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながるとされています。
- すべてのこどもや若者が、自分らしく健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを目指し、主体的に学び・体験する機会の提供や就労支援の充実、生活基盤の安定を図り、若者が将来に希望を持てるよう、社会全体で支えていく必要があります。

第3章 基本的な方向性

1. 計画の基本理念

これまで、本町では、こどもの健全な成長のために町民のすべてが力を合わせることを「こどもを守る町」宣言（昭和43年制定）として掲げ、まちづくりを進めるとともに、前回計画の基本理念である「子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援する」ことを目指し、子育てに関する様々な取組を進めてきました。

国の「こども大綱」では、こども施策の共通の基盤となる取組として、「こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を掲げており、多様なこども施策を通じてこどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成していくことが重要であるとしています。また、すべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、取組を推進しています。

本町の基本理念、基本目標、施策の柱は、こうした社会情勢を踏まえて設定し、各種取組を推進します。

基本理念

こども・家庭・地域で創る こどもまんなか精華町
～みんなでつくる こどもまんなかまちづくり～

2. 計画の目標

基本理念を踏まえ、本計画の目標として以下の3つのまちの姿を設定します。

目標1 こども・若者が健やかにのびのびと育っていけるまち

様々な生活体験を通じて、こどもが自らの心と体をのびのびと自然に成長させていけるような、「こども・若者」を応援するまちを目指します。

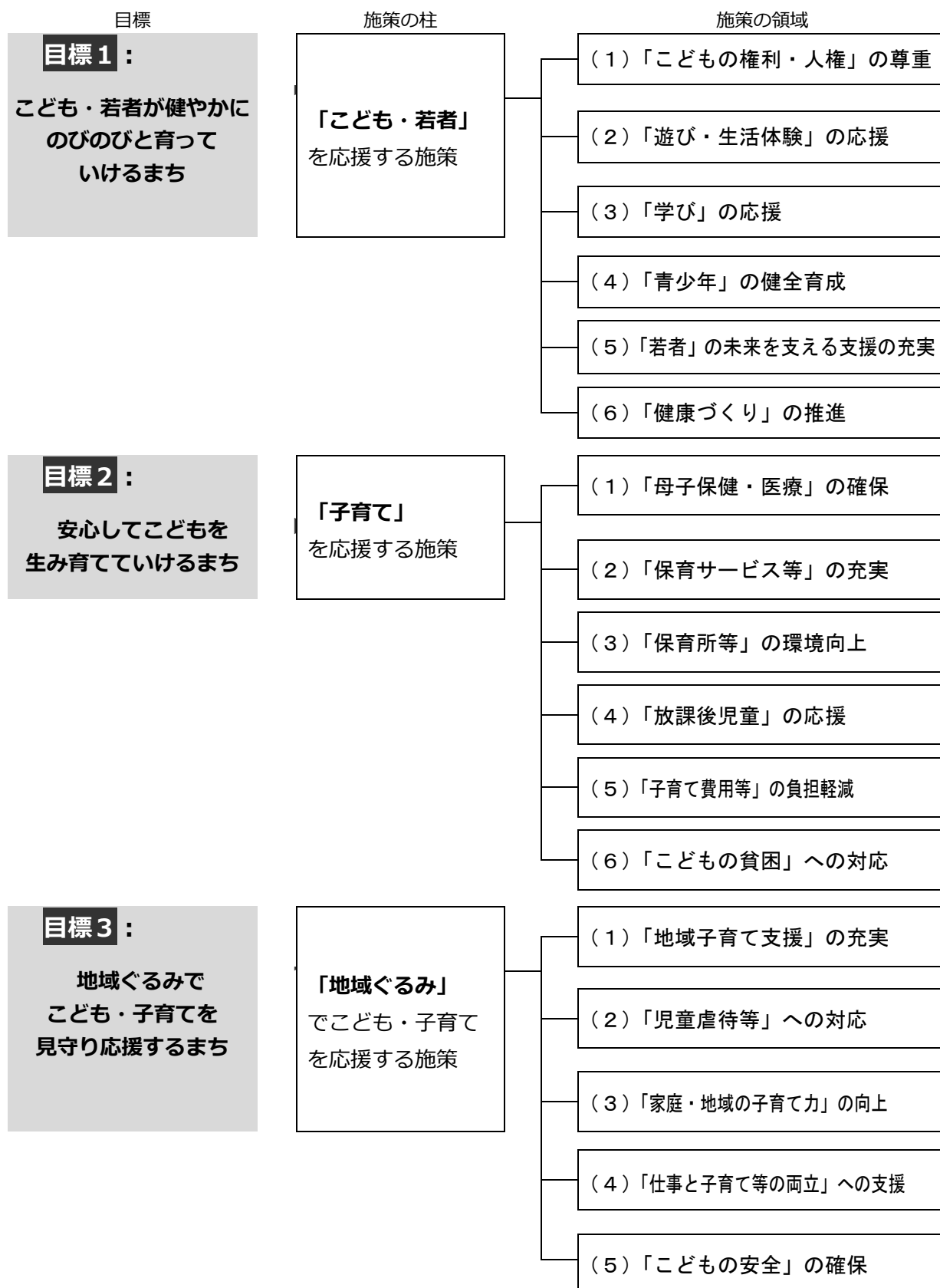
目標2 安心してこどもを生み育てていけるまち

母子保健や保育サービスの充実等により、子育て家庭の暮らしを適切に支える仕組みが充実した、「子育て」を応援するまちを目指します。

目標3 地域ぐるみでこども・子育てを見守り応援するまち

「こどもを守る町」宣言をしている精華町として、こどもの人権を尊重しこどもを守り育てることの責務を担い、「地域ぐるみ」でこども・子育てを応援するまちを目指します。

3. 計画の体系



第4章 施策の展開

目標1 こども・若者が健やかにのびのびと育っていけるまち

●●「こども・若者」を応援する施策●●

施策の領域の目標

(1)「こどもの権利・人権」の尊重

目 標 こどもの人権が尊重され、こども目線のまちづくりが行われている

(2)「遊び・生活体験」の応援

目 標 こどもが地域での充実した生活体験を得て、元気に遊び、成長している

(3)「学び」の応援

目 標 こどもの豊かな心と生きる力が育まれ、一人ひとりの個性が輝いている

(4)「青少年」の健全育成

目 標 こども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自分の能力や可能性を伸ばしている

(5)「若者」の未来を支える支援の充実

目 標 若者の社会参画を支援し、将来への希望を実現する

(6)「健康づくり」の推進

目 標 こどもが健康に関する正しい知識を身につけ、心身ともに健やかに成長している

施策ごとに関係するライフステージを示しています。

- ・妊：妊娠期・出産期の支援 ・乳：乳幼児期の支援 ・学：学童期・思春期の支援
- ・青：青年期の支援 ・子：子育て世帯の支援

(1)「こどもの権利・人権」の尊重

○こどもの権利・人権を尊重し、こどもの声に耳を傾けながら、こどもが地域社会の次の担い手として成長し、活躍することができるよう、こども目線を尊重したまちづくりを進めます。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
こどもの権利・人権の保障	こどもは権利の主体であり、保護の対象であるという視点に立ち、こどもの意思が尊重され、権利が保障された中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。	●	●	●	●	●
こどもの権利・人権に関する啓発	学校や人権擁護委員等の関係機関と連携し、継続して住民向け人権講演会を実施することで、こどもの権利・人権についての啓発を推進するとともに、こどもの人権110番等のこどもの人権等に関する相談窓口の周知を行います。	●	●	●	●	●
こどもにやさしい施設整備の推進	こどもが利用する施設や、こどもといっしょに利用する公共公益施設等について、安全点検を毎年行うなど、こどもにやさしくより安全な環境づくりを進めます。	●	●	●	●	●

(2)「遊び・生活体験」の応援

○こどもがその心と体を育てるかけがえのない時期に、発達段階に応じて遊ぶ、いのちや食の大切さにふれる、文化・芸術に親しむ、スポーツを楽しむなどの貴重な生活体験が日常的に得られるよう努め、こども自らによる“文化”がさらに紡がれ継承されるよう図ります。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
いのちにふれる機会の充実	地域生活や学校生活の中で、こどもを生み育てることの意義とこどもや家庭の大切さを理解するための取組として、小さなこどもとのふれあいや「命の学習」等の、生命の大切さや尊さを実感できる機会の充実を図ります。	●	●	●		
食育の充実	「精華町食育推進計画」に基づき、保育所・学校・家庭・地域等の連携を強化し、地産地消の活動や学校給食等を通じて、望ましい食習慣と食文化をこどもに伝える取組の充実を図ります。 せいか365プロジェクト「せいか食育劇団もぐもぐ」による食育劇の実施や、乳幼児健診・相談における食の相談等を引き続き実施します。	●	●	●	●	●
文化・芸術・科学等にふれる機会の充実	「精華まなび体験教室」や学研都市の特色を活かした教育機会を通じて、幼少期から、こどもが様々な文化・芸術・先端の科学技術等にふれる機会の充実を図ります。		●	●	●	
体育・スポーツ活動の充実	学校教育や社会教育における体育・スポーツ活動を推進するとともに、こども会やスポーツクラブ等の地域におけるスポーツ活動の充実を図ります。 生涯スポーツの振興を図るため、体験会等の実施によりスポーツ活動の機会提供に努めます。		●	●	●	

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
図書館を中心としたこどもの読書活動の充実	「精華町子どもの読書環境整備 5 か年計画」に基づき、図書館を中心として、児童向け図書や読み聞かせ等の児童向けサービスの充実を図るとともに、学校図書館や地域・家庭との連携を進めます。	●	●	●	●	●
こどもの遊び場の確保	地域の身近な遊び場としての児童公園や広場等の適切な配置や点検整備、管理、里山の活用、学校教育施設や各種公共施設の地域での活用促進等、多様なこどもの遊び場の確保に取り組みます。 既存の児童遊園や都市公園の老朽化した遊具・設備を修繕し、安全安心な遊び場を整備し、修繕に合わせインクルーシブ遊具※等へ更新することにより、公園の利用促進につなげ、親同士の交流や子どもの豊かな経験を育むことができる環境を整備します。	●	●	●	●	●

※インクルーシブ遊具…障害の有無や年齢・性別などに関わらず、誰もが分け隔てなく遊ぶことのできる遊具等

(3)「学び」の応援

○こども一人ひとりの個性を尊重し、こどもが自らの持つ無限の可能性を開花させていけるよう、まちと地域社会に適切な成長環境を整え、学校・家庭・地域等が一体となって、自然観や社会観、豊かな心と生きる力を育みます。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
教育の充実	すべてのこどもがその年齢に応じた適切な教育を受けられるよう、教育環境の充実を図るとともに、研修等を通じた職員の資質向上を図ります。 幼児期の教育から小学校以降の教育へと円滑な接続が図れるよう、保幼小連携推進会議、保幼小連携推進協議会等を通じた保幼小の連携についてさらなる充実を図ります。	●	●	●	●	●

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
一貫した切れ目のない相談支援体制の充実	乳幼児期の療育相談から学校就学・卒業後までの支援が一貫したものとなるよう、教育委員会を中心に、相談対応の専門性を向上させ、支援体制の充実を図ります。	●	●	●	●	●
障害のあるこどもの学びの充実	障害のあるこども一人ひとりの教育的なニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。 卒業生の進路等の相談支援を関係機関と連携を図りながら行います。	●	●	●	●	●
障害のあるこどもの多様な交流活動の実施	こどもの発達や育ちの多様性についての相互理解を深めるため、様々な交流活動の機会をつくります。	●	●	●	●	●
総合的な学習や体験学習等の充実	地域の資源や人材の活用を図るとともに、「精華まなび体験教室」を通して自然体験、ボランティア体験等、学びの機会の充実を図ります。 中学校において地元のまちづくりに関心を持ち、課題解決や地域貢献のための取組を考える学習を通じて、課題の解決や探求活動に主体的・協同的に取り組む態度を養う「総合的な学習」を実施し、地域社会に貢献する姿勢を育みます。			●	●	
「心の教育」の充実	こどもが豊かな人間性を育み、成長している「心の教育」の充実を図ります。また、人権尊重意識の向上等を目指し、人権教育や福祉教育等を推進します。			●	●	
教員の資質向上のための研修の充実	教員の指導力指導向上に向けて、学習指導等、専門的な研修の充実を図ります。			●	●	
学校・家庭・地域の連携による教育の支援	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進や、「地域学校協働活動」として地域住民等の参画による教育支援活動を促進し、地域の教育力を向上させ、こどもの学びを応援します。			●	●	●

(4)「青少年」の健全育成

○すべてのこども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自分の持つ能力や可能性を発揮できるよう、健やかな成長・発達を一人ひとりの状況に応じて総合的に支援します。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
相談できる 学校づくりの推進	町立小中学校において、いじめや不登校等、こどもや保護者の悩みを受け止め、心の健康を守るために、スクールカウンセラー等の配置により、学校における相談・指導やカウンセリング等の対応の充実を図ります。 「精華町いじめ防止基本方針」に基づいて、町・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携し、社会総がかりとなっていじめ問題の克服に向けて取り組みます。			●	●	
青少年の 居場所づくり	青少年が身近な地域において自由に集え、自主的な活動や異年齢、異世代との交流等ができる青少年の居場所づくりの一つとして「精華まなび体験教室」の全小学校区での継続実施に努めます。			●	●	
地域における 青少年の活動の場 づくり	青少年健全育成協議会等による地域での青少年健全育成に係る活動を支援するとともに、地域における将来のリーダー育成等に取り組みます。 地域ぐるみで青少年の見守りを行い、非行防止に努めます。			●	●	
不登校のこどもや その家族への支援	学校等と連携し、不登校及びその傾向にあるこどもやその保護者を対象とした支援体制等の充実を図ります。			●	●	●
ひきこもり・ニート 等のこども・若者や その家族への支援	社会生活からの孤立に伴う生活のしづらさのあるこども・若者やその家族への継続的な支援に向けたネットワークの構築を図ります。			●	●	●

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
障害のあるこどもや 発育が気になる こどもへの支援	保育所・幼稚園や学校等と連携し、障害のあるこどもやその家庭、発育が気になるこどもの早期発見及び切れ目のない支援を引き続き行います。 保護者を含め、保育士・幼稚園教諭、教職員等への研修等を通じた、早期発見や支援についての普及啓発を行います。	●	●	●	●	●
障害のあるこどもと その家庭への相談 支援等の実施	障害のあるこどもとその家庭に対して、将来をともに描きながら行うケアマネジメント（障害児支援利用計画）のもとで、こどもと家族の自立生活を応援します。	●	●	●	●	●
情報リテラシー教育	インターネット等で発信される情報の信頼度の見極めや、SNSや通信型ゲーム等との適切な活用・利用について、学校をはじめ様々な機会を活用し、啓発を行います。			●	●	
安心して利用できる ネット環境	インターネット等を通じてこどもたちが犯罪に巻き込まれたり、不適切な情報にふれることがないように、正しい情報の見極めや、情報機器や手段の適切な活用法について指導します。			●	●	

（５）「若者」の未来を支える支援の充実

○就労機会の提供や相談支援を通じて、若者の社会への参画を支援します。

○若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み育てたいと望んだ場合に、希望を実現するため、出会いの機会の提供を行います。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
せいかジョブポイントの運営	就労支援として、せいかジョブポイントにおける就職相談や就労にまつわる相談に対応します。				●	●

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
就職支援セミナー等の開催	就職支援として、セミナー等を開催し就職希望者に対する相談支援や積極的な情報提供を図ります。				●	●
京都府との連携による婚活イベントの実施	京都府と連携し、少子化の要因となる未婚化・晩婚化の解消を図るため、出会いの機会を提供します。				●	●

(6)「健康づくり」の推進

○こどもが自身の健康に関する正しい知識を身につけ、心身ともに健やかに成長することができるよう家庭や学校等と連携し、こどもの健康づくりのための取組を推進します。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
身体活動の機会の提供	「第3期精華町健康増進計画」に基づき、学校等で行うスポーツや運動だけでなく、日常生活での外遊び等を通じて、自然の中での身体活動の機会の充実を図ります。			●	●	●
食育の推進	「第3期精華町健康増進計画」や「精華町食育推進計画」に基づき、「せいか365」のプロジェクトと連携を取りながら、朝食を食べる習慣や栄養バランスについて学習する機会を設け、啓発活動に努めます。食べ物の生産、収穫、調理体験の機会提供を図ります。		●	●	●	●
給食の充実・安全管理の徹底	「精華町食育推進計画」に基づき、学校給食の充実に向けた取組を推進します。保育所や学校における給食の徹底した衛生管理を行うとともに、食物アレルギー等への適切な対応が確実にできるよう取り組みます。		●	●	●	●
こどもの年齢に応じた保健教育の充実	喫煙、飲酒、薬物乱用やインターネット依存の防止等の健康教育や、望まない妊娠、性感染症、妊娠と年齢の関係等の性教育の充実を図るとともに、家庭への普及啓発にも努めます。	●	●	●	●	●

目標2 安心してこどもを生み育てていけるまち

●●「子育て」を応援する施策●●

施策の領域の目標

(1)「母子保健・医療」の確保

目 標 母子保健・医療等が整っており、安心して出産・育児ができている

(2)「保育サービス等」の充実

目 標 各種の保育サービスが充実しており、安心して働き、子育てができている

(3)「保育所等」の環境向上

目 標 常に望ましい保育環境で、適切な保育サービスを提供している

(4)「放課後児童」の応援

目 標 各小学校区で放課後児童の居場所・活動プログラムが整っている

(5)「子育て費用等」の負担軽減

目 標 子育ての経済的な負担を軽減する仕組みが適切に運用されている

(6)「こどもの貧困」への対応

目 標 こどもの貧困について、適切な支援が行われている

(1)「母子保健・医療」の確保

○こどもと母親の心身を守る取組を進めて、「母親になること」「こどもを育てること」に伴う不安の軽減に取り組みます。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
切れ目のない母子保健サービスの充実	妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの伴走型相談支援を実施し、関係機関等と連携しながら切れ目のない支援体制づくりを進めます。	●	●	●	●	●
産前・産後サポート事業実施	妊娠・出産・子育てに関する悩み、不安に関する相談にいつでも応じられるよう、保健師や助産師等の専門職による相談支援の実施や人員配置、相談手段の多様化を図るなど相談体制の整備に努めます。	●	●			●
産後ケア事業の実施	医療機関等と連携し、退院直後から1歳未満の母子に対して、心身のケアや育児に対して多角的なサポート等を行い、安心した育児への支援を行います。	●	●			●
発達・発育相談の充実	発達・発育が気になるこどもの保護者の不安を受け止め、こどものライフステージに応じた療育・相談支援を行うことにより、こども一人ひとりの成長を保護者とともに見守っていきます。	●	●	●	●	●
「こども医療」の充実	保健所や近隣市町村、保健・医療機関等との連携を強化し、現在の小児科や救急・夜間医療の提供体制の維持に努めるとともに、医療機関等との適切な情報共有を図ります。 住民に対して、ホームページや子育て情報誌「SukuSuku」を活用した情報提供を行います。	●	●	●	●	●

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアが必要なこどもが、地域で必要な支援が円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、その他の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めるとともに、支援の充実を図り、安心して暮らせる体制づくりを進めます。	●	●	●	●	●

(2)「保育サービス等」の充実

○「こどもを育てる」ことの責任を家庭や地域で確実に担い、保育ニーズに適切に応える保育サービスや子育て中の保護者のリフレッシュの機会の提供を図ります。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
通常保育・延長保育等の実施	町内の保育所において、保護者が平日・土曜日の日中に就労等のため保育できないこどもを保育するとともに、その前後に時間を延長して保育を行います。		●			●
地域型保育事業の実施	多様な保育ニーズに応じるため、家庭的保育事業、小規模保育事業等の地域型保育事業の充実を図ります。		●			●
一時預かりの充実	保護者の急病時の対応や育児疲れの解消等を目的とした一時預かりについて、事業の充実を図ります。		●			●
休日・夜間保育の実施	休日・夜間の保育ニーズを勘案し、広域的なサービスによる対応も視野に入れた実施を検討します。		●			●
産休明け保育への支援	産後休暇明けからの保育ニーズに対応できるよう、子育ての意義と社会の仕組みの両面から、望ましい支援を検討し、実施します。		●			●
病児・病後児保育の実施	継続して町内で病児・病後児保育が実施できるよう、事業実施先の確保に努めます。		●			●

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
子育て短期支援事業の実施	町内の児童福祉施設において、平日の夜間や休日の保護者不在時に、こどもを一時的に預かるトワイライトステイ事業、1週間以内でこどもを預かるショートステイ事業を引き続き実施します。		●	●		●
利用者支援事業の実施	教育・保育施設や地域の子育て支援に関する情報提供や子育てに関する相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業を実施します。		●			●

(3)「保育所等」の環境向上

○増加する保育需要に応じて、保育所の待機児童数ゼロを基本とするとともに、町内の保育環境・保育の質の確保と向上に努めます。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
保育所施設・設備の計画的な整備・維持管理・更新	「精華町立保育所施設長寿命化計画」に基づき、既存保育所について、改修等を含めた施設・設備の計画的な維持管理・更新を図ります。 こどもが安全かつ快適に過ごせる環境を整備するため、保育所や児童厚生施設（児童館）における老朽化した備品や遊具の修繕・更新・改修、高効率で高輝度な照明設備（LED）の設置等を行います。 今後の町内における住宅開発に伴う受入れ児童数の増加対応や、児童一人ひとりにより手厚い保育の提供を行うため、必要に応じて保育所の整備を検討します。		●			●

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
保育所運営の効率化の推進	保育所運営の効率化を図り、ニーズに応じた柔軟な保育の提供が可能となるよう、検討します。 保育士の関連業務の効率向上に向け、関連業務のデジタル化を推進するために、必要となる機器及びシステムの導入を行います。		●			●
質の高い保育士の確保	保育士の研修の充実等により、技能向上に取り組めます。 国や府と連携し、保育士の就職支援、職場環境や処遇改善の促進等、保育士確保対策を進めます。		●			●
教育・保育の質の確保と向上の支援	教育・保育施設が実施する自己評価、関係者評価、第三者評価等に関する必要な支援を行うことで、教育・保育の質の確保と向上を支援します。		●			●
就学前教育・小学校教育の円滑な接続と連携	幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続に向けて、こども同士の交流活動や職員の合同研修を行います。		●	●		●
認定こども園への移行に向けた整備の実施	認定こども園としての基準を満たす施設環境の整備や新制度未移行幼稚園からの円滑な移行に向けて、移行に必要な乳児室、ほふく室及び調理室の設置その他既存施設の改修や増築及び、それらに係る撤去や設計等の施設整備に係る必要経費について補助等の支援を行います。		●			●
保育所子育てサポート事業の実施	在宅を含む未就学のこどもとその保護者に対し、園庭開放等の保育所子育てサポート事業を実施し、育児相談や遊びの場を提供します。		●			●

(4)「放課後児童」の応援

○放課後や週末等において、こどもの健全育成を図るために、遊びや生活の場の確保・充実を図ります。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
精華まなび体験教室 (放課後子供教室) の充実	精華まなび体験教室を放課後等のこどもの安心・安全な居場所として確保するとともに、文化・スポーツ活動を通じた地域住民との交流の場として充実を図ります。			●		●
放課後児童クラブの 充実	放課後のこどもの遊びの場・生活の場である放課後児童クラブに総括支援員を配置し、教育委員会とも連携を図り、運営や運営補助を行います。 放課後児童クラブの運営基準を定め、事業の質の確保と向上に取り組みます。 今後の放課後児童クラブの利用ニーズ増加を見込み、施設の増設と環境改善を図ります。			●		●
児童館の活用による こどもの健全育成の 推進	こどもの放課後等の居場所及び活動拠点として児童館の活用を図り、気軽に来館できるようなイベントの実施や興味を引く工夫を行うことで、利用を促しこどもの健全育成を推進します。			●		●
放課後児童クラブ 施設・設備の計画的 な維持管理・更新	既存の放課後児童クラブについて、施設・設備の計画的な維持管理・更新を図ります。			●		●
障害のあるこどもの 放課後支援の充実	障害のあるすべてのこどもへの合理的配慮のもと、こどもたちが放課後に遊びや生活の場が得られるような環境を整備するとともに、係る支援の量と質の確保に努めます。			●		●

(5)「子育て費用等」の負担軽減

- 子育てに要する経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化の実施、各種手当、医療費助成等の適切な給付を行うとともに、一部について、国や府の助成を踏まえた町独自の給付を実施します。
- ひとり親家庭や障害のあるこどものいる家庭に対して、生活実態を勘案し、経済的支援を行います。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
妊娠・出産等に要する経済負担の軽減	出産、子育て、不妊症や不育症の治療支援等について、制度に基づく手当の給付又は助成を行います。	●	●			●
医療・保育・教育等に要する経済負担の軽減	こどもの成長・発達に伴う経済負担について、制度に基づく手当等を給付するとともに、高校卒業までのこどもを対象に、医療費助成を行います。	●	●	●	●	●
ひとり親家庭への経済的支援の実施	制度に基づく手当の支給や母子・父子家庭の医療費助成等を行います。	●	●	●	●	●
障害のあるこどもとその家族への経済的支援の実施	制度に基づく手当の支給や補装具・日常生活用具等を給付するとともに、障害のあるこどもの医療費助成等を行います。	●	●	●	●	●
幼児教育・保育の無償化の実施	幼稚園・保育所・認定こども園等に係る幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、保育所・認定こども園、小規模保育施設には府の補助事業と連携し、第3子以降のこどもについては、副食費についても免除を行います。		●			●

(6)「こどもの貧困」への対応

○こどもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、経済的に困難を抱える家庭に対する相談支援や生活困窮からの自立支援等を行います。また、貧困の連鎖を断ち切るため、次代の親であるこどもに対する支援体制を整備します。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
ひとり親家庭への相談支援等の実施	母子・父子自立支援員等と連携し、各家庭の状況に応じて、適切な相談支援や就労支援等を行います。 関係機関と連携し、日常生活支援事業を実施します。	●	●	●	●	●
生活困窮からの自立支援の推進	相談員を配置し、生活困窮の状態にある世帯の生活課題を把握し、関係機関と協力して必要な支援につなぐことができるネットワークを構築します。	●	●	●	●	●
生活困窮家庭のこどもへの支援の推進	すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できるよう、生活困窮家庭のこどもに対して、生活支援や学習支援等を推進します。	●	●	●	●	●
こどもの居場所づくりの推進	関係機関との連携や府事業等の活用により、家庭や学校以外のこどもの居場所づくり事業を推進します。	●	●	●	●	●
学校との連携の推進	スクールソーシャルワーカー等の配置、連携強化により、相談体制の充実、こどもの生活習慣の確立等、支援が必要なこどもの早期発見及び支援等を行い、こどもの置かれている環境の改善を図ります。	●	●	●	●	●
就労支援の推進	各種子育て支援事業の実施により、保護者の就業及び就労の継続を支援するとともに、労働局等の関係機関と連携した就労支援を行います。 学校や京都わかものハローワーク等と連携し、こどもの社会的自立に向けた就労支援を行います。				●	●

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
子育て世帯への 公営住宅の供給	公営住宅の募集において、母子世帯等の子育て世帯等に対して、公営住宅の入居を支援します。	●	●	●	●	●
こどもの貧困に 対する周知啓発の 推進	研修等の機会を活用し、こどもの貧困に関する周知啓発を行い、関係機関や団体がこどもの貧困は社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもと、各取組を行うことができるような環境づくりを推進します。	●	●	●	●	●

目標3 地域ぐるみでこども・子育てを見守り応援するまち

●●「地域ぐるみ」でこども・子育てを応援する施策●●

施策の領域の目標

(1)「地域子育て支援」の充実

目 標 各地域での子育て支援体制があり、様々な交流活動が活発に展開されている

(2)「児童虐待等」への対応

目 標 児童虐待やDVを未然に防ぎ、あるいは、早期に対応している

(3)「家庭・地域の子育て力」の向上

目 標 家庭や地域の、こどもを教育する力が高まっている

(4)「仕事と子育て等の両立」への支援

目 標 子育てを応援する企業が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている

(5)「こどもの安全」の確保

目 標 こどもに関わる施設とその周辺の安全が確保され、防犯・防災対策が充実している

(1)「地域子育て支援」の充実

○地域における子育て支援体制の充実を図るとともに、小地域ごと、また、まちぐるみの子育て支援・子育て交流活動の促進を図ります。

○外国につながるこども[※]やヤングケアラー等の特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりの健やかな成長を支えていくため、地域や関係機関と連携して支援を行います。

※外国につながるこども…外国籍のこどもや両親が国際結婚したこども等

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
こども・子育てへの住民理解の促進	あらゆる立場の人がこども・子育て支援の重要性を理解し、それぞれの役割に応じてこども・子育て支援に関わるよう促します。	●	●	●	●	●
こども家庭センターの設置に向けた体制整備	虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目のない支援を行うため、母子保健機能と児童福祉機能を有し、すべての妊産婦や子ども、子育て家庭に関して一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に向けた体制整備を行います。	●	●	●	●	●
地域子育て支援体制の充実	子育て支援センター等の地域子育て支援拠点において、子育てに関する情報提供や相談対応の実施、親子のふれあいやこども・親同士の交流の場を提供するとともに、子育て地域パートナー等、地域における子育ての協力者の養成と活動促進に取り組めます。	●	●	●		●
地域共生型サービスによるこどもの保育・居場所づくり	小規模で家庭的な雰囲気の中、こども・高齢者・障害のある人等、様々な人に開かれた地域の居場所づくりを検討します。	●	●	●	●	●

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
地域における サポート事業の実施	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が登録し、援助活動を展開するファミリー・サポート・センターや各団体が行う子育てサポート事業の支援を行います。事業の利用促進と援助会員の確保のため、毎年研修会を実施します。また、広告やホームページ等により周知啓発を図り、協力者等の確保に努めます。	●	●	●	●	●
外国につながる こどもとその家庭への 支援	外国につながるこどもやその家庭が円滑に教育・保育を利用できるよう、通訳ボランティア等の派遣による通訳・翻訳支援やこどもの学習支援、日本文化の紹介等の多文化共生に向けた支援を行います。 外国につながるこどもがいる家庭が安心して子育てできるネットワークをつくるために、日本人家族との交流や情報交換の場を提供します。	●	●	●	●	●
ヤングケアラーに 対する支援の強化	支援対象者の把握に努め、特に支援の必要性・緊急性の高い支援対象者については、学校等の関係機関との連携により支援を強化します。 対象者に適切な支援を行うことができるよう、関係機関や関係者に対して研修を実施します。		●	●	●	●
重層的支援体制の 整備	絆ネットコーディネーター※を中心に課題を受け止めて各機関につなぐことができるよう、福祉、医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生等、多岐にわたる連携の強化を図ります。	●	●	●	●	●

※絆ネットコーディネーター

…相談者の生活上の困りごとや悩みごとを伺いながら、解決に向けて関係者や関係団体との調整役となり、個人の困りごとを地域の課題として取り上げ、地域の中での見守りや居場所づくり等の解決につながる新たな仕組みづくりを支援する、「福祉のなんでも相談員」のこと

(2)「児童虐待等」への対応

○児童虐待・DVは、こどもや被害者、さらには加害者までもが心と体に深い傷を残すため、あってはならないことです。相談支援体制の充実や地域・関係機関との連帯の強化によって児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見及び適切な早期対応に向けた体制強化を図ります。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
児童虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）等についての意識啓発の充実	住民向けの講演会、町内イベントでの啓発物品の配布等による、「なにが虐待か」「なにがDVか」という基本認識に関する広報をはじめとして、児童虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の予防と早期発見、早期対応に取り組みます。幼稚園・保育所・学校・医療関係機関・地域等と連携し、体罰によらない子育ての意識啓発を行います。		●	●	●	●
虐待の未然防止に向けた取組の実施	親子の絆づくりプログラム（BP）やノーバディーズパーフェクトプログラム（NP）※を実施し、子育てに悩む保護者への支援を通じた虐待の未然防止を図ります。 乳児家庭全戸訪問事業の実施や乳幼児健診未受診者等の把握等を通じて、支援を必要とする家庭の早期発見・虐待の未然防止に努めます。		●	●	●	●
子育て訪問相談の実施	民生委員・児童委員等が、専門職と連携して子育て家庭を訪問し、地域の身近な相談相手として、子育てに関する不安の解消に努め、児童虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）等の予防につなげます。		●	●	●	●

※ノーバディーズパーフェクトプログラム（NP）

…1歳から就学前までのこどもを持つ親を対象としたプログラムで、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分にあった子育てのしかたを学ぶもの

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
児童虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）等の対策とネットワークの強化	精華町要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関と連携を図りながら、連絡・相談・対策のネットワークを強化するとともに、児童虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）等に対応する職員の資質向上等により、対策の強化に取り組みます。	●	●	●	●	●
要配慮家庭の再統合支援	公的責任で社会的に養育し、保護する必要がある虐待を受けたこども等に対して、児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携したケアに努めるとともに、家族の再統合に向けて、長期的な支援に努めます。	●	●	●	●	●
虐待等経験者の出産・育児不安の解消支援	虐待等の被害・加害を経験した人の出産・子育てにおいて感じる不安に対して、適切な相談やカウンセリングを提供できる体制を確保します。 妊婦面談や伴走型相談支援、養育支援訪問事業、産後ケア事業等の各母子保健事業やサポート事業を通じて、育児不安や負担の軽減を図り、他機関と連携して総合的な支援を行うことで、虐待の予防に努めます。	●	●	●	●	●

※再統合支援

…様々な困難や複雑な事情を抱える家庭に対して家族関係等の調整・支援をすること

(3)「家庭・地域の子育て力」の向上

○家庭は、深い愛情の結びつきを前提とした日常生活の基礎単位として、人間関係の基本となる親子の絆を成立させていく場であり、教育の基盤となる場でもあるため、家庭の力の向上を促します。

○地域の子育て力を高めることにより、家庭と地域がともに子育てに関わるまちづくりを目指します。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
家庭・地域の教育力の向上	家庭や地域のこどもに対する教育力の向上のため、子育て教室や講演会、地域子育て講座等の子育て学習の機会や地域で学校教育を支援する体制の充実を図ります。	●	●	●	●	●
こども・子育てを見守る地域力づくり	地域のすべての人がこどもや子育て家庭に対して、日常的にあいさつや声かけができる地域を目指し、「地域全体で子育て」を行う意識づくりを進めます。	●	●	●	●	●
家庭におけるこどもとの関わり方に関する支援の実施	こどもへの関わり方に悩んでいる保護者や発達が気になるこどもの保護者等に対し、保健師や心理士、家庭相談員による相談支援のほか、こどもへの関わり方を学び、より良い親子関係の構築を目指すペアレントトレーニング等、親子関係における支援事業を実施します。	●	●	●	●	●
こども家庭センターの設置に向けた体制整備及び円滑な運営	虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目のない支援を行うため、母子保健機能と児童福祉機能を有し、すべての妊産婦やこども、子育て家庭に関して一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に向けた体制を整備し、相談支援とともに子育て力の向上に努めます。	●	●	●	●	●

(4)「仕事と子育て等の両立」への支援

○ワーク・ライフ・バランスを自らの意思で選択できる、男女共同参画の地域社会をつくっていくため、啓発等を通じて企業に子育ての応援や支援を広く求めるとともに、国や府の関係機関等を活用し、子育て中からのリカレント支援、就労支援に取り組みます。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
子育てしやすい職場環境づくりの促進	国や府、関係機関と連携して、男女を問わず、育児休業制度等の利用促進・子育てへの企業理解・協力についての普及啓発を推進します。 国や府等による出産や子育てで離職した女性の雇用や仕事と家庭の両立に関する支援策について、企業等に対し情報提供を行い、活用の促進を図ります。	●				●
リカレント・再就職に関する相談支援の実施	出産や子育て等により離職した人の再就職を支援するため、ハローワークや府等が実施するリカレントや再就職に係る相談支援・職業あっせん等の情報提供を行います。	●				●
男女共同参画の推進	「精華町第3次男女共同参画計画」に基づき、職員や住民を対象とした研修・講座を実施するとともに、広報誌やホームページ、パネル展示を活用した啓発により、家庭や職場における男女共同参画を推進します。 父母ともに育児を行えるよう、マタニティフェアへの参加促進や、男性に対する料理教室の実施等、父親が育児に参画できるような取組を実施します。	●				●
父親の子育て参画を促す環境の整備	各種教室や講座などを土曜日又は日曜日に開催し、父親の参加しやすい場を提供します。 母子手帳アプリ「母子モ」への登録を促し、父親への情報発信に努めます。	●				●

(5)「こどもの安全」の確保

○交通事故や犯罪、災害等から子どもを守ることは大人の責務であり、「こどもの安全をつくる」「こどもが自らの身を守る力を育む」視点から、地域で一丸となった取組を進めます。

○わが国の若年層の死因に占める自殺の割合は高く、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」でもこども・若者の自殺対策が重点施策に位置づけられました。関係機関と連携し、ゲートキーパー等の生きる支援の担い手の育成や相談窓口の周知等を行い、こども・若者の自殺対策を推進します。

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
交通安全・事故防止対策の充実	警察やスクールヘルパー等の地域のボランティアと協力・連携し、交通安全施設の整備等の事故防止対策を推進するとともに、こども・保護者・関係者への情報提供や意識啓発を行います。 定期的に未就学児の園外活動に関する経路や通学路等の定期的な点検・安全確保を行います。	●	●	●	●	●
地域防犯体制の強化	こどもを「安全管理しやすい環境に閉じ込める」のではなく、「地域の安全を地域で守る」ことを前提とし、地域防犯体制を強化するとともに、スクールヘルパーや関係機関と連携し、こどもに対する防犯指導の充実を図ります。 管轄の木津警察署と連携を図りながら、犯罪発生情報等の情報共有を行い、ホームページ等のツールを活用した情報発信により注意喚起を促していきます。 犯罪被害につながる情勢が見られる際(不審者の出没など)は、ホームページを活用した情報発信を行うとともに青色防犯パトロール車によるパトロールを実施します。	●	●	●	●	●

施策	概要	ライフステージ				
		妊	乳	学	青	子
地域防災体制の強化	地域防災への意識を高めるためリーフレットを配布するなど、啓発を実施します。また、おむつやミルクなど乳幼児向けの備蓄を計画的に行い、地域防災体制を強化します。	●	●	●	●	●
自殺予防のための相談支援の充実	ストレスや不安等を強く持つ妊産婦、子育て中の親やそのこども等の相談支援に応じ、適切な支援につなげるとともに、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、こどもたちが安心・安全に過ごせるように努めます。また、関係機関と連携し、必要な場合は関係課や京都府山城南保健所等、相談窓口の紹介を行い、早期対応を図ります。	●	●	●	●	●
自死遺族の支援	自死遺族に家族会の情報提供や、自死遺族のための相談関係機関につなぎます。	●	●	●	●	●
命の安全教室	生命尊重や人権教育について、各小中学校での教育活動を通して実施します。教育推進のために、教職員の研修や情報提供を行います。	●	●	●	●	●
ゲートキーパーの養成	民生委員・児童委員や相談機関職員などがゲートキーパーとしての役割を担う人材として活動できるよう、あらゆる機会を通じて研修等を行います。	●	●	●	●	●
消防・警察・相談機関等の連携強化	消防や警察、相談機関等に寄せられた相談に速やかに対応できるよう、情報共有体制の構築など連携強化を図ります。	●	●	●	●	●

第5章 子ども・子育て支援の提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育に係る主な事業の量の見込みや確保量を設定するにあたって、「教育・保育提供区域」の設定が定められています。本町では前回計画において、自治体規模及び教育・保育ニーズに対して町内全域で柔軟に対応してきた経緯を踏まえて、町内全域の1区域を「教育・保育提供区域」として設定しました。令和6年度現在、本町では1区域を前提として事業を推進しており、今後もその方針を引き継ぐものとして、本計画においても「教育・保育提供区域」を町内全域の1区域とします。

2. ニーズ量の見込みと確保方策

本計画では、事業の利用実績、本町の状況等を踏まえてニーズ量の算出を行いました。

(1) 幼児期の学校教育・保育

■認定区分と対象児童・施設

認定区分	対象児童	対象施設
1号認定	3～5歳の学校教育を希望する就学前のこども	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所・認定こども園 地域型保育事業

① 1号認定（2号認定教育利用希望含む）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人)	265	236	207	185	171
②確保量(人)	265	236	207	185	171
②－①	0	0	0	0	0

② 2号認定

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人)	483	470	454	448	459
②確保量(人)	483	470	454	448	459
②－①	0	0	0	0	0

③ 3号認定（0歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人)	51	55	59	62	66
②確保量(人)	51	55	59	62	66
②－①	0	0	0	0	0

④ 3号認定（1歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人)	105	108	105	102	99
②確保量(人)	105	108	105	102	99
②－①	0	0	0	0	0

⑤ 3号認定（2歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人)	131	137	147	149	152
②確保量(人)	131	137	147	149	152
②－①	0	0	0	0	0

■3号認定のこどもの保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策(人)	287	300	311	313	317
0～2歳児人口推計(人)	563	560	553	534	520
保育利用率	51.0%	53.6%	56.2%	58.6%	61.0%

【確保方策】

- 1号認定については、既存の私立幼稚園3園で確保するとともに、私立幼稚園が認定こども園に移行する場合には認定こども園においても確保します。
- 2号認定については、既存の公立保育所5か所で確保するとともに、認定こども園や新たな認可保育所など利用ニーズを踏まえ、必要に応じて整備等により確保を検討していきます。
- 3号認定については、既存の公立保育所5か所及び小規模保育事業所2か所で確保するとともに、認定こども園や新たな認可保育所など利用ニーズを踏まえ、必要に応じて整備等により確保を検討していきます。
- 幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付を行います。

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園等を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所、幼稚園等を利用できる事業です。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施する予定です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児 (6か月)	①ニーズ量 (人日)		2	1	3	3
	②確保量 (人日)		2	1	3	3
1歳児	①ニーズ量 (人日)		2	2	5	5
	②確保量 (人日)		2	2	5	5
2歳児	①ニーズ量 (人日)		1	1	3	2
	②確保量 (人日)		1	1	3	2
合計	①ニーズ量 (人日)		5	4	11	10
	②確保量 (人日)		5	4	11	10
	②－①		0	0	0	0

【確保方策】

令和8年度から令和9年度まで、経過措置として月3時間を利用上限時間とします。
需要量を把握し、令和10年度から月10時間を利用上限時間として実施します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援に関する事業

事業概要		子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供と、必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を行う事業。				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(か所)		2	2	2	2	2
②確保量(か所)		2	2	2	2	2
基本型		1	1	1	1	1
地域子育て相談支援機関型		0	0	0	0	0
こども家庭センター型		1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0
談 妊 婦 等 包 括 相 談 支 援 事 業 型	①ニーズ量(回)	371	358	348	336	327
	②確保方策(回)	371	358	348	336	327
	②－①	0	0	0	0	0
確保方策		令和6年度現在、基本型を1か所(子育て支援センター)、こども家庭センター型(母子保健型)を1か所(母子健康包括支援センター)設置しており、今後は、基本型を1か所(子育て支援センター)、こども家庭センター型を1か所(こども家庭センター)として、子育て家庭のニーズに応じられるよう体制を整備していきます。また、必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)を実施していきます。				

② 延長保育事業

事業概要		保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人)		334	350	362	376	399
②確保量(人)		334	350	362	376	399
②－①		0	0	0	0	0
確保方策		令和6年度現在、公立保育所5か所、小規模保育事業所2か所において、延長保育を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人)	722	733	754	767	761
1年生	171	171	184	188	172
2年生	161	169	170	182	187
3年生	157	165	173	173	185
4年生	129	124	128	132	129
5年生	60	62	55	53	51
6年生	44	42	44	39	37
②確保量(人)	722	733	754	767	761
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	令和6年度現在、公営10か所、民営2か所において事業を実施しています。必要要件を満たした上で、提供体制は現状で確保できていますが、今後の放課後児童クラブの利用ニーズの増加を見込み、施設の増設と学校余裕教室等を利用して適切な保育環境の整備や改善を進めます。				

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等を利用し、必要な保護を行う事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人日)	156	149	143	136	130
②確保量(人日)	156	149	143	136	130
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	令和6年度現在、町内の児童入所施設1か所で事業を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握・助言等を行う事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人)	180	174	169	163	159
②確保量(人)	180	174	169	163	159
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	令和6年度現在、乳児のいるすべての家庭を対象として、訪問を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

⑥ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	【養育支援訪問事業】 養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(家庭)	12	11	11	10	10
②確保量(家庭)	12	11	11	10	10
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	【養育支援訪問事業】 令和6年度現在、養育支援が必要な家庭に対する居宅訪問を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。 【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】 要保護児童の支援状況等に係る進捗管理を行う実務者会議を定期的で開催するとともに、構成員の専門性強化を目的とした実務者研修を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

⑦ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人回)	899	979	1,051	1,095	1,145
②確保量(人回)	899	979	1,051	1,095	1,145
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	令和6年度現在、センター型1か所、ひろば型2か所で事業を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

⑧ － 1 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要	幼稚園における在園児を対象として、教育標準時間の前後に預かり保育を行う事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人日)	8,586	7,646	6,706	5,994	5,540
1号認定利用者	8,586	7,646	6,706	5,994	5,540
2号認定利用者	0	0	0	0	0
②確保量(人日)	8,586	7,646	6,706	5,994	5,540
幼稚園Ⅰ型	8,586	7,646	6,706	5,994	5,540
上記以外	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	令和6年度現在、町内私立幼稚園3園で預かり保育を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

⑧ - 2 一時預かり事業（幼稚園型以外）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

事業概要	【一時預かり事業（幼稚園型を除く）】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】 保護者の就労等の理由により、平日の夜間又は休日に家庭において養育を受けることが困難となった児童について、児童養護施設等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量（人日）	1,055	979	900	810	735
②確保量（人日）	1,055	979	900	810	735
一時預かり事業（幼稚園型以外）	1,055	979	900	810	735
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	【一時預かり事業（幼稚園型以外）】 令和6年度現在、公立保育所2か所、小規模保育事業所1か所で事業を実施しています。子育て家庭のニーズに応じながら引き続き実施していきます。 【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】 令和6年度現在、町内の児童入所施設1か所で事業を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。 ※近年の利用実績がないため、確保量は「0」としています。				

⑨ 病児・病後児保育事業

事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量（人日）	8	8	8	7	7
②確保量（人日）	8	8	8	7	7
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	令和6年度現在、町外で病児・病後児保育事業を1か所利用できる状況です。今後は、町内での利用実施ができるよう事業実施先の確保に努めます。				

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（未就学児・就学児））

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人日)	453	434	416	395	378
②確保量(人日)	453	434	416	395	378
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	令和6年度現在、精華町社会福祉協議会に事業を委託し、事業を実施しています。利用数の増加に対応するため、援助会員の養成講座を行い提供体制の確保に努めます。				

⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

事業概要		妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量	(人)	267	259	251	243	238
	(人回)	2,063	2,055	1,994	1,932	1,870
②確保量	(人)	267	259	251	243	238
	(人回)	2,063	2,055	1,994	1,932	1,870
②－①		0	0	0	0	0
確保方策		令和6年度現在、国が示す妊婦健診の実施に関する「望ましい基準」を満たして実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

※ (人) …年度における妊婦健診受診の実人数

(人回) …年度における妊婦健康診査の基本健診1～14回の受診延件数（受診券方式、助成方式含む）

⑫ 産後ケア事業

事業概要	退院直後から1歳未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人日)	51	79	78	75	75
宿泊型	28	26	26	26	26
デイサービス型	23	23	23	22	22
訪問型	0	30	29	27	27
②確保量(人日)	51	79	78	75	75
宿泊型	28	26	26	26	26
デイサービス型	23	23	23	22	22
訪問型	0	30	29	27	27
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	医療機関等の施設において宿泊して産後の休息をとりながら相談などを行う宿泊型、日帰りで産後ケアを行うデイサービス型を実施。今後も引き続き実施するとともに、令和8年度を目途に訪問してケアを行う訪問型を実施していきます。				

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人日)	22	21	21	20	20
②確保量(人日)	22	21	21	20	20
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	妊婦・生後1歳未満の子を養育し、家事・育児の援助が受けられない家庭で、家事支援が必要と判断した家庭に対し、支援を実施していきます。				

⑭ 児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。
確保方策	現在、該当事業は実施していませんが、国や近隣自治体の動向、本町の状況を踏まえながら、事業の実施について検討します。

⑮ 親子関係形成支援事業

事業概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業。				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量(人)	15	14	14	13	13
②確保量(人)	15	14	14	13	13
②－①	0	0	0	0	0
確保方策	現在、親子の絆づくりプロジェクト(BP)やノーバディズパーフェクトプログラム(NP)等の実施により、子育てに悩む保護者同士の相談、共有等を通して親子関係への支援を実施しており、今後も引き続き実施していきます。				

⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事の参加に要する費用等を助成する事業。
確保方策	現在、該当事業は実施していませんが、国や近隣自治体の動向、本町の状況を踏まえながら、事業の実施について検討します。

⑰ 多様な主体の参入促進事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
確保方策	現在、該当事業は実施していませんが、国や近隣自治体の動向、本町の状況を踏まえながら、事業の実施について検討します。

3. 成育医療等基本方針に基づく指標設定

地域の子ども・子育て支援事業を展開するにあたり、連携が必要となる母子保健分野については、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針により、成育医療等に関する計画の実効性を高めるため、具体的な数値目標の設定が必要とされています。

以下に、国が作成した「成育医療等基本方針に基づく評価指標」に基づき、本計画における母子保健分野の取組の実施状況や効果などを、点検・評価するための評価指標及び令和11年度（計画の最終年度）の目標を設定しました。

（1）妊産婦等への保健施策

- 産後うつへの対策については、新生児訪問におけるエジンバラ・ボンディングの実施、産後ケア事業とその利用料助成の実施、妊娠届出時の妊婦との全数面談等、妊娠早期から産後うつのリスクを評価し、必要な支援につなげていきます。
- 低出生体重児への対策については、妊娠届出時・新生児訪問時及び乳幼児健診時に喫煙者を把握し、保健指導を実施していきます。
- 妊産婦の口腔の健康については、母子健康手帳交付時に、妊娠中の歯科健診受診について勧奨していきます。

指標名	現状値 令和6年度	全国値 令和3年度	目標値
産後うつ			
産後1か月時点での産後うつの ハイリスク者の割合	15.5%	9.7%	減少
産後ケア事業の利用率	11.8%	6.1%	増加
低出生体重児			
妊婦の喫煙率	1.2%	1.9%	0%
妊娠中のパートナーの喫煙率	15.7%	—	減少
妊産婦の口腔			
妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	実施なし	【歯科健診】 30.3% 【保健指導】 20.3%	【歯科健診】 令和11年度 【保健指導】 令和9年度

(2) 乳幼児期における保健施策

○乳幼児の口腔の健康については、乳幼児健診における歯科健診や歯科衛生士による歯科指導、せいか祭りににおける歯科医師会との「歯の広場」を実施し、歯科健診・歯科指導や歯に関する周知啓発を行います。

指標名	現状値 令和6年度	全国値 令和3年度	目標値 令和11年度
乳幼児の口腔			
保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合	1歳6か月児： 97.1%	—	増加

(3) 学童期・思春期における保健施策

○こどもの生活習慣については、体育科の体づくり運動の学習の中で、各種体力についての自己認識を高め、日常生活における運動習慣の定着を図ります。

指標名	現状値 令和6年度	全国値 令和3年度	目標値 令和11年度
こどもの生活習慣			
1週間の総運動時間(体育授業を除く)が60分未満の児童の割合	【小学5年生】 男子:8.7% 女子:12.4% 【中学2年生】 男子:6.3% 女子:22.9%	【小学5年生】 男子:8.8% 女子:14.4% 【中学2年生】 男子:7.8% 女子:18.1%	減少

(4) 生涯にわたる保健施策

○児童虐待の防止対策については、妊娠届出時の妊婦の全数面談から支援の必要性を把握し、必要者に伴走型相談支援を行います。また、乳幼児健診等にて子育てに関する困りごと、発達等に対する相談対応、保健指導を実施するほか、心理相談を実施し、育児相談や必要時関係機関へつなぎます。さらに、発達支援教室を実施し、親同士のピアカウンセリングの場や児の発達・育児相談に対応していきます。子育て支援センター等の関係機関と情報共有し多角的な支援の実施に努めます。

○子育てやこどもを育てる家庭への支援として、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進し、成育医療等におけるソーシャルキャピタルの醸成の推進につなげます。妊娠時・新生児訪問時・乳幼児健診等の機会を利用し、社会資源の情報提供と、必要者には事業の利用につなぎ、保護者がゆとりを持って育児ができるよう支援していきます。

指標名	現状値 令和6年度	全国値 令和3年度	目標値 令和11年度
児童虐待			
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児：88.7% 1歳6か月児：81.6% 3歳児：60.3%	3・4か月児：94.7% 1歳6か月児：85.1% 3歳児：70.0%	3・4か月児：95.0% 1歳6か月児：85.0% 3歳児：70.0%
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	82.6% (3・4か月児：73.3% 1歳6か月児：88.9% 3歳児：85.5%)	80.9%	90.0%
ソーシャルキャピタル(社会関係資本)			
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.0% (3・4か月児：97.5% 1歳6か月児：93.3% 3歳児：97.3%)	95.3%	現状維持
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	3・4か月児：90.1% 1歳6か月児：72.7% 3歳児：70.7%	3・4か月児：89.3% 1歳6か月児：81.0% 3歳児：75.7%	増加
地域子育て支援拠点事業を実施しているか所数	3か所	—	現状維持

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

この計画は、精華町全体でこどもと子育てを応援するものであり、計画したそれぞれの内容を適切かつ確実に進めていくためには、以下の点が重要となります。

子育てを“他人事”にしない

住民には、夫婦間・親同士・地域住民同士等の関係において、互いに手を差し伸べ合い、こどもと子育てについてもう一步を進めた“心がけ”が望まれます。

- 家庭や地域におけるこどもを養育・監護する機能の低下が叫ばれている中、私たちは再び、あるいは新しい形で、その機能を回復していかななくてはなりません。
- そのためこの計画には、すべての大人がこどもの人格と権利を尊重することを前提とし、“こどもと子育ての孤立”を生まない地域社会を形づくっていくための諸施策を盛り込んでいます。

男女がともに取り組む

精華町には、男女共同参画社会を支えるための保育サービス等の充実、また、国際的な文化・学術・産業の集積を踏まえた先進的な取組展開を図ることが望まれます。

企業には、育児・介護休業制度の定着や労働時間の短縮・弾力化等、子育てをしやすい職場づくりをしていくことが求められます。

- 私たちが実際に就労と子育てを両立させることは、現実的にはなかなかハードルが高くなっていますが、そのハードルを少しでも低くしていくための努力や、子育てと仕事の双方に対して一層の男女共同参画を進めていく努力を欠かすことはできません。

こどもや若者、子育て当事者の視点から考える

精華町には、すべてのこどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、主体的な社会参画を支援する環境づくりが求められます。

精華町のこども・若者には、自らの意見を表明し、社会に参画することが望まれます。また、大人には、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが望まれます。

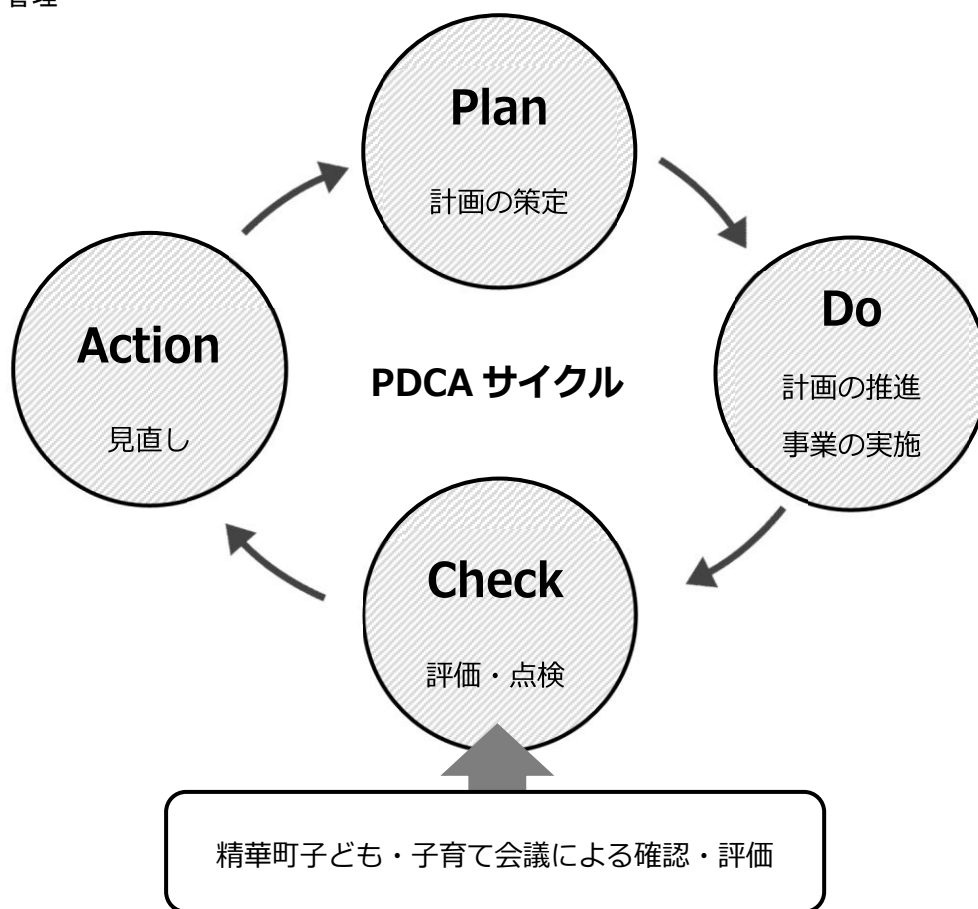
- すべてのこどもや若者が自分の意見を持ち、それを安心して表明できる環境をつくるため、こどもの意見聴取・意見表明に係る様々な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をしなければなりません。

2. 計画の進行管理

計画には、施策の目標とその達成を評価するための指標を設定しており、これを地域で共有することで、計画の確実な推進、また、次期計画策定の基礎としていきます。

- 教育・保育提供区域における事業実施計画では、こども・子育て家庭等を対象とする各事業のニーズ量の見込みを設定し、これらを適切に確保していくための方策を整備することで、地域の実情に応じたこども・子育て支援を図っていくこととします。
- この計画は、精華町子ども・子育て会議による実施状況の調査・審議等を通じ、継続的に点検・評価・見直しを行っていくこととします。
- 本計画は、住民、ボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業等、地域で活動するあらゆる行動主体と行政との協働のもとで、計画の推進を図っていく必要があります。
- 計画の進行管理については、庁内において年度ごとに計画の進捗状況を把握し、精華町子ども・子育て会議からの適切な評価を得ながらPDCAサイクルに基づき行います。

■計画の進行管理



3. 圏域・京都府との連携・協調

サービス調整や福祉人材の育成・確保、国への要望等、山城南圏域や京都府との調整・連携により取り組むべき事柄については、情報共有等を密に図りながら協調して対応します。

資料編

1. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和 6 年 5 月 24 日（金）	令和 6 年度 第 1 回精華町子ども・子育て会議 ○精華町子ども・子育て支援事業計画策定概要 ○精華町 子育て支援に関するアンケート調査票の内容検討
令和 6 年 8 月 27 日（火）	令和 6 年度 第 2 回精華町子ども・子育て会議 ○精華町子育て支援に関するアンケート調査の結果報告 ○精華町第 3 期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ○令和 5 年度事業量実績について
令和 6 年 11 月 27 日（水）	令和 6 年度 第 3 回精華町子ども・子育て会議 ○精華町こども計画（仮）（素案）について ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
令和 7 年 1 月 8 日（水）	令和 6 年度 第 4 回精華町子ども・子育て会議 ○せいかこどもプラン（素案）について ○せいかこどもプランー精華町こども計画（案）概要版について ○パブリックコメントの概要について
令和 7 年 3 月 5 日（水）	令和 6 年度 第 5 回精華町子ども・子育て会議 ○パブリックコメントの意見と対応について ○せいかこどもプラン（最終案）について ○せいかこどもプラン 概要版について

2. 精華町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 35 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、精華町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 児童福祉、教育等に関係する団体を代表する者
- (4) 町民から公募する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選でこれを定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉環境部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

3. 精華町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

区 分	名 前	関係機関等名
第1号委員	○ 早樫 一男	社会福祉法人盛和福祉会 児童家庭支援センター 山城こども家庭センターだいわ
第2号委員	拓植 一二	京都府山城南保健所
第2号委員	松井 克浩	精華町教育委員会
第3号委員	古海 りえ子	社会福祉法人精華町社会福祉協議会
第3号委員	飯田 智香子	精華町民生児童委員協議会
第3号委員	桑原 勲	一般社団法人相楽医師会
第3号委員	林田 芳美	精華町小中学校校長会(精華南中学校)
第3号委員	◎ 谷口 偉	精華町内幼稚園(光が丘幼稚園)
第3号委員	山口 日奈子	精華町内保育所(せいかだい保育所)
第3号委員	田中 智美	精華町子育て地域パートナー連絡協議会
第3号委員	地主 明広	特定非営利活動法人 そら
第3号委員	田島 寛之	精華町PTA連絡協議会
第3号委員	菅野 由紀子	精華町カラフル発達な子の親の集い ふらりーご
第4号委員	大西 史万子	公募委員

※◎:委員長、○:副委員長

こども・家庭・地域で創る こどもまんなか精華町
～みんなでつくる こどもまんなかまちづくり～

【せいかこどもプラン】

発 行：精華町

編 集：健康福祉環境部 子育て支援課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻 70

T E L：0774-95-1917 F A X：0774-95-3974

E-Mail：kodomo@town.seika.lg.jp

発行年月：令和7（2025）年3月